

協議第17号

使用料・手数料等の取扱い（その2）について

使用料・手数料等の取扱い（その2）について、次のとおり確認を求める。

平成15年3月28日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

使用料・手数料等の取扱い（その2）について
施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。 手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（使用料・手数料等総括表）

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目	使用料・手数料等
調 整 方 針	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。 手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。 ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。				
項 目	根 拠 条 例 等				具体的な調整内容
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	
1 手数料					
（１）廃棄物処理業の許可等及び一般廃棄物処理等手数料	西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例	東予市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	丹原町廃棄物の処理及び生活環境の美化に関する条例 丹原町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例	小松町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例	・廃棄物の処理業の許可等手数料については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 ・一般廃棄物処理手数料については、現行のとおりとする。 ・一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P. 3参照）
（２）各種収入金に係る督促手数料	西条市市税条例 西条市国民健康保険税条例 西条市督促手数料及び延滞金条例 西条市介護保険条例 西条市市営住宅設置及び管理条例 西条市道路占用料徴収条例	東予市税条例 東予市国民健康保険税条例 東予市督促手数料及び延滞金条例 東予市介護保険条例 東予市道路占用料徴収条例	丹原町税条例 丹原町国民健康保険税条例 町税以外の諸収入金に対する督促手数料条例 丹原町介護保険条例 丹原町営住宅管理条例 丹原町道路占用料徴収条例	小松町税条例 小松町国民健康保険税条例 小松町督促手数料及び延滞金徴収条例 小松町介護保険条例 小松町道路占用料徴収条例	・督促手数料は、1通につき１００円とする。 調整方針説明資料（P. 4参照）
2 一般利用施設使用料					
（１）市民会館の使用料	西条市市民会館設置及び管理条例	東予市市民会館設置及び管理条例	該当なし	該当なし	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 5, 6参照）
（２）福祉施設の使用料	西条市立さくら荘設置及び管理に関する条例	東予市地域交流センター設置及び管理条例	該当なし	該当なし	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P. 7参照）
（３）農村環境改善センター等の使用料	該当なし	東予市農村環境改善センター設置及び管理条例	丹原町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例 丹原町農村婦人の家の設置及び管理に関する条例	小松町農村環境改善センター設置及び管理運営条例	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 8参照）
（４）産業・まちづくり関係施設の使用料	西条市産業情報支援センター設置及び管理条例	東予市産業学習館の設置及び管理に関する条例	該当なし	小松町まちづくり開発センター設置及び管理運営条例	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 9, 10参照）
（５）観光施設の使用料	西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例	東予市本谷温泉館の設置及び管理に関する条例	該当なし	該当なし	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P. 11, 12参照）
（６）ハイウェイオアシスの使用料	該当なし	該当なし	該当なし	小松町都市公園条例	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P. 13参照）
（７）少年自然の家の使用料	西条少年自然の家設置及び管理条例	該当なし	該当なし	該当なし	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P. 14参照）
（８）社会教育施設の使用料・入館料等	西条市立郷土博物館設置条例 西条市考古歴史館設置及び管理条例 西条市こどもの国設置及び管理条例 西条市生涯学習の館設置及び管理条例	東予市立郷土館設置及び管理条例	佐伯記念館・郷土資料館設置条例	小松町使用料条例 史跡近藤篤山旧邸の管理運営規則	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 15参照）

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（使用料・手数料等総括表）

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目	使用料・手数料等
調 整 方 針					
項 目	根 拠 条 例 等				具体的な調整内容
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	
（９）社会体育施設の使用料	西条市都市公園条例 西条市野球場設置及び管理条例 西条市体育館設置及び管理条例 西条市陸上競技場設置及び管理条例	東予市公園条例 東予市市民体育館設置及び管理条例	丹原町都市公園条例 丹原町Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置及び管理に関する条例 丹原体育館の設置及び管理に関する条例	小松町都市公園条例 小松町体育館設置及び管理運営条例 小松町武道館設置及び管理条例	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 16～22参照）
（10）文化会館の使用料	西条市総合文化会館設置及び管理条例	該当なし	丹原町文化会館の設置及び管理に関する条例	該当なし	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 23～26参照）
3 公営住宅使用料					
（１）改良住宅の家賃	西条市小集落改良住宅設置及び管理条例	東予市小集落改良住宅設置及び管理条例	該当なし	該当なし	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 27参照）
4 その他施設使用料					
（１）公営墓地の使用料等	該当なし	東予市墓地条例	丹原町公営墓地使用許可要領	小松町墓地条例	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 28参照）
（２）漁港施設の使用料	該当なし	河原津漁港管理条例	該当なし	該当なし	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P. 29, 30参照）
（３）温泉使用料	該当なし	東予市温泉配湯条例	該当なし	小松町温泉源泉管理条例	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 31参照）
（４）市道の占用料	西条市道路占用料徴収条例	東予市道路占用料徴収条例	丹原町道路占用料徴収条例	小松町道路占用料徴収条例	・道路法の規定に基づき調整する。 調整方針説明資料（P. 32～35参照）

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目	手数料	
事 務 事 業 名	廃棄物処理業の許可等及び一般廃棄物処理等手数料			専 門 部 会 名	環境部会	分 科 会 名 環境分科会
調 整 方 針	廃棄物処理業の許可等手数料については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。ただし、一般廃棄物収集運搬業等許可証再交付手数料については、現行のとおりとする。 一般廃棄物処理手数料については、現行のとおりとする。 一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。					
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
[根 拠]	[西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例]	[東予市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例]	[丹原町廃棄物の処理及び生活環境の美化に関する条例] [丹原町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例]	[小松町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例]		
(1) 一般廃棄物収集運搬業許可及び更新手数料並びに一般廃棄物処分業許可及び更新手数料	1件につき 10,000円	1件につき 5,000円	1件につき 5,000円	1件につき 5,000円	東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。	
(2) 浄化槽清掃業許可手数料	1件につき 10,000円	1件につき 5,000円	1件につき 5,000円	1件につき 5,000円		
(3) 一般廃棄物収集運搬業等許可証再交付手数料	1件につき 1,000円	1件につき 1,000円	1件につき 1,000円	1件につき 1,000円	現行のとおりとする。	
(4) 一般廃棄物処理手数料	燃えるごみ袋 1枚100円 燃えないごみ袋 1枚100円 粗大ごみ処理券 1枚100円	燃えるごみ袋 1枚100円 燃えないごみ袋 1枚100円 粗大ごみ処理券 1枚100円	燃えるごみ袋 1枚100円 燃えないごみ袋 1枚100円 粗大ごみ処理券 1枚100円	燃えるごみ袋 1枚100円 燃えないごみ袋 1枚100円 粗大ごみ処理券 1枚100円		
(5) 一般廃棄物最終処分場処分手数料	西条市船屋不燃物捨場 0.5 t 以下 100円 0.5 t を超え1 t 以下 200円 1 t を超え1 t 増すごとに 200円 （端数は1 t とみなす。） 加算	東予市一般廃棄物最終処分場 0.5 t 以下 200円 0.5 t を超え1 t 以下 500円 1 t を超え2 t 以下 1,000円 2 t を超え1 t 増すごとに 500円 （端数は1 t とみなす。） 加算	丹原町一般廃棄物最終処分場 1 t 以下 800円 1 t を超え100kg増すごとに 80円 （100kg未満の端数切捨て） 加算	小松町不燃物処分場 0.5 t 以下 410円 0.5 t を超え1 t 以下 720円 1 t を超え2 t 以下 1,240円 2 t を超え1 t 増すごとに 720円 （端数は1 t とみなす。） 加算	管理型一般廃棄物最終処分場（東予市・丹原町）処分手数料については、東予市の例により調整する。 安定型一般廃棄物最終処分場（西条市・小松町）処分手数料については、西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	各種収入金に係る督促手数料			専 門 部 会 名		分 科 会 名	
調 整 方 針	各種収入金に係る督促手数料は、１通につき１００円とする。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容		
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 市 税 条 例]	[東 予 市 税 条 例]	[丹 原 町 税 条 例]	[小 松 町 税 条 例]	督促手数料は、１通につき１００円とする。		
(１) 市町税督促手数料	１通につき １００円	１通につき ６０円 (平成15年度から) (１００円)	１通につき ６０円	１通につき ６０円			
[根 拠]	[西条市国民健康保険税条例]	[東予市国民健康保険税条例]	[丹原町国民健康保険税条例]	[小松町国民健康保険税条例]			
(１) 国民健康保険税督促手数料	１通につき １００円	１通につき ６０円 (平成15年度から) (１００円)	１通につき ６０円	１通につき ６０円			
[根 拠]	[西条市督促手数料及び延滞金条例]	[東予市督促手数料及び延滞金条例]	[町税以外の諸収入金に対する督促手数料条例]	[小松町督促手数料及び延滞金徴収条例]			
(１) 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市町税外収入金督促手数料	１通につき １００円	１通につき ６０円 (平成15年度から) (１００円)	１通につき ６０円	１通につき ６０円			
[根 拠]	[西 条 市 介 護 保 険 条 例]	[東 予 市 介 護 保 険 条 例]	[丹 原 町 介 護 保 険 条 例]	[小 松 町 介 護 保 険 条 例]			
(１) 介護保険料督促手数料	１通につき １００円	１通につき ６０円 (平成15年度から) (１００円)	１通につき ６０円	１通につき ６０円			
[根 拠]	[西条市市営住宅設置及び管理条例]		[丹 原 町 営 住 宅 管 理 条 例]				
(１) 市町営住宅家賃督促手数料	１通につき １００円	—	１通につき ６０円	—			
[根 拠]	[西 条 市 道 路 占 用 料 徴 収 条 例]	[東 予 市 道 路 占 用 料 徴 収 条 例]	[丹 原 町 道 路 占 用 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 道 路 占 用 料 徴 収 条 例]			
(１) 道路占用料督促手数料	１通につき 通常葉書の料金の額に相当する額	１通につき ６０円 (平成15年度から) (１００円)	１通につき ６０円	１通につき ６０円			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目		使用料																																																																																																												
事 務 事 業 名		市民会館の使用料			専 門 部 会 名		財務部会		分 科 会 名	管財分科会																																																																																																									
調 整 方 針		市民会館の使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																																																																	
事 務 事 業 の 現 況											具体的な調整内容																																																																																																								
西 条 市			東 予 市			丹 原 町			小 松 町																																																																																																										
【西条市市民会館設置及び管理条例】 (使用料) 第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の区別に従い別表第１から別表第３までに定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納させることができる。 2 (省略) (食堂等の使用料) 第15条 市長は、食堂(喫茶コーナーを含む。以下同じ。)について、1年以内の期間に限り、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき使用を許可することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、同一人に対し、引き続き使用を許可することができる。 2 前項の規定により食堂の使用の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。 3 (省略) 別表第１ ホール・会議室等使用料(第6条関係) <table><tr><th> 使用時間 種別 </th><th colspan="2">午前9時から午後10時まで</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>ホ ー ル</td><td>1時間につき</td><td>1,400円</td><td></td></tr><tr><td>第１・第２会議室</td><td>同</td><td>330円</td><td rowspan="2">1室ごとの使用料をいう。</td></tr><tr><td>第３・第４会議室</td><td>同</td><td>220円</td></tr><tr><td>第 1 和 室</td><td>同</td><td>820円</td><td></td></tr><tr><td>第2・第3・第4和室</td><td>同</td><td>220円</td><td>1室ごとの使用料をいう。</td></tr></table> 備考 1 土曜日の午後、日曜日及び祝祭日に使用するとき、上表料金(以下「基本料金」という。)の2割を加算する。 2 使用時間の延長を行うときは、延長使用時間につき基本料金の2割を加算して追徴する。 3 使用時間が夜間(午後5時から午後10時まで)の場合は、基本料金の2割を加算する。 4 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 5 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 6 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的とし、又は付随的に営利を得ることがあるときは、基本料金の10割増しの範囲内で市長が別に定める。 7 施設の一部又はガス施設を使用する場合の使用料は、市長が別に定める。 別表第２ 設備・備品使用料(第6条関係) <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金</th></tr><tr><td>ボ ー ダ ー ラ イ ト</td><td>1 式 1 回 に つ き</td><td>750円</td></tr><tr><td>シ ー リ ン グ ラ イ ト</td><td>同</td><td>750円</td></tr><tr><td>ホ リ ゾ ン ラ イ ト</td><td>同</td><td>450円</td></tr><tr><td>サイドスポットライト</td><td>同</td><td>750円</td></tr><tr><td>サスペンションライト</td><td>同</td><td>450円</td></tr></table> (次ページに続く)			使用時間 種別	午前9時から午後10時まで		摘 要	ホ ー ル	1時間につき	1,400円		第１・第２会議室	同	330円	1室ごとの使用料をいう。	第３・第４会議室	同	220円	第 1 和 室	同	820円		第2・第3・第4和室	同	220円	1室ごとの使用料をいう。	区 分	単 位	料 金	ボ ー ダ ー ラ イ ト	1 式 1 回 に つ き	750円	シ ー リ ン グ ラ イ ト	同	750円	ホ リ ゾ ン ラ イ ト	同	450円	サイドスポットライト	同	750円	サスペンションライト	同	450円	【東予市市民会館設置及び管理条例】 (使用料) 第11条 使用者は、使用の区別に従い別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納させることができる。 2 (省略) 別表(第11条関係) <table><tr><th> 時間区分 使用区分 </th><th>時 時 9～12</th><th>時 時 12～17</th><th>時 時 17～22</th><th>時 時 9～17</th><th>時 時 12～22</th><th>時 時 9～22</th></tr><tr><td>第1会議室</td><td>円 500</td><td>円 700</td><td>円 800</td><td>円 1,100</td><td>円 1,400</td><td>円 1,600</td></tr><tr><td>第2会議室</td><td>900</td><td>1,200</td><td>1,500</td><td>1,900</td><td>2,400</td><td>2,900</td></tr><tr><td>第3会議室</td><td>1,000</td><td>1,300</td><td>1,600</td><td>2,000</td><td>2,500</td><td>3,000</td></tr><tr><td>第4会議室</td><td>500</td><td>700</td><td>800</td><td>1,100</td><td>1,400</td><td>1,600</td></tr><tr><td>第5会議室</td><td>3,000</td><td>4,000</td><td>5,000</td><td>6,300</td><td>8,100</td><td>9,600</td></tr><tr><td>第6会議室</td><td>300</td><td>400</td><td>500</td><td>600</td><td>800</td><td>1,000</td></tr><tr><td>和 室</td><td>600</td><td>800</td><td>1,000</td><td>1,300</td><td>1,600</td><td>1,900</td></tr><tr><td>料理講習室</td><td>700</td><td>900</td><td>1,200</td><td>1,400</td><td>1,900</td><td>2,200</td></tr></table> 備考 1 土曜日(12時から22時までの間)、日曜日及び祝祭日に使用するとき、上表の料金(以下「基本料金」という。)の2割を加算する。 2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 3 使用時間が上表の時間区分帯(以下「基準時間」という。)に満たないときは基準時間とみなす。 4 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき及び営利を目的とし、又は付随的に営利を得ることがあるときは、基本料金の7割を加算する。 5 冷房及び暖房の使用料は基本料金の5割を加算する。 6 使用者が持ち込み器具によりコンセントを使用するときは1kWH当たり200円、スクリーンを使用する場合は1日につき400円を加算する。 7 前各項で計算して得た使用料の額に10円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 8 第6会議室の使用については、原則として第1項に規定する以外の日の9時から17時までとする。			時間区分 使用区分	時 時 9～12	時 時 12～17	時 時 17～22	時 時 9～17	時 時 12～22	時 時 9～22	第1会議室	円 500	円 700	円 800	円 1,100	円 1,400	円 1,600	第2会議室	900	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900	第3会議室	1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	3,000	第4会議室	500	700	800	1,100	1,400	1,600	第5会議室	3,000	4,000	5,000	6,300	8,100	9,600	第6会議室	300	400	500	600	800	1,000	和 室	600	800	1,000	1,300	1,600	1,900	料理講習室	700	900	1,200	1,400	1,900	2,200	該当なし			該当なし		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
使用時間 種別	午前9時から午後10時まで		摘 要																																																																																																																
ホ ー ル	1時間につき	1,400円																																																																																																																	
第１・第２会議室	同	330円	1室ごとの使用料をいう。																																																																																																																
第３・第４会議室	同	220円																																																																																																																	
第 1 和 室	同	820円																																																																																																																	
第2・第3・第4和室	同	220円	1室ごとの使用料をいう。																																																																																																																
区 分	単 位	料 金																																																																																																																	
ボ ー ダ ー ラ イ ト	1 式 1 回 に つ き	750円																																																																																																																	
シ ー リ ン グ ラ イ ト	同	750円																																																																																																																	
ホ リ ゾ ン ラ イ ト	同	450円																																																																																																																	
サイドスポットライト	同	750円																																																																																																																	
サスペンションライト	同	450円																																																																																																																	
時間区分 使用区分	時 時 9～12	時 時 12～17	時 時 17～22	時 時 9～17	時 時 12～22	時 時 9～22																																																																																																													
第1会議室	円 500	円 700	円 800	円 1,100	円 1,400	円 1,600																																																																																																													
第2会議室	900	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900																																																																																																													
第3会議室	1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	3,000																																																																																																													
第4会議室	500	700	800	1,100	1,400	1,600																																																																																																													
第5会議室	3,000	4,000	5,000	6,300	8,100	9,600																																																																																																													
第6会議室	300	400	500	600	800	1,000																																																																																																													
和 室	600	800	1,000	1,300	1,600	1,900																																																																																																													
料理講習室	700	900	1,200	1,400	1,900	2,200																																																																																																													

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目		使用料		
事 務 事 業 名		市民会館の使用料			専 門 部 会 名		財務部会	分 科 会 名	管財分科会
調 整 方 針									
事 務 事 業 の 現 況									具体的な調整内容
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町			
(続き)									
区 分	単 位	料 金							
ミ ラ ー ボ ー ル	同	150円							
エ フ ェ ク ト マ シ ン	同	150円							
オ ー ロ ラ マ シ ン	同	150円							
ビ ン ア ー ク ス ポ ッ ト	同	1,050円							
フ ッ ト ラ イ ト	同	450円							
ア ン プ (マイク1本付) (A)	1 台 1 回 に つ き	2,250円							
ア ン プ (マイク1本付) (B)	同	1,200円							
マ イ ク ロ ホ ン (A)	1 本 1 回 に つ き	600円							
マ イ ク ロ ホ ン (B)	同	300円							
ワ イ ヤ レ ス マ イ ク	同	300円							
レ コ ー ド プ レ ー ヤ ー	1 台 1 回 に つ き	450円							
テ ー プ レ コ ー ダ ー	同	450円							
ビ ア ノ	同	3,000円							
金 び ょ う ぶ	1 双 1 回 に つ き	1,050円							
展 示 用 つ い 立 て	1 枚 1 回 に つ き	150円							
1 6 ミ リ 映 写 機	1 台 1 回 に つ き	3,750円							
ス ク リ ー ン	1 式 1 回 に つ き	750円							
備考									
1 1回とは、開会から閉会まで、又は開演から終演までとする。									
2 ピアノの使用料には、調律料は含まない。									
別表第3 冷暖房使用料(第6条関係)									
区分	料金								
ホール	基本料金の5割の額								
会議室・和室	基本料金の3割の額								
別表第4 食堂使用料(第15条関係)									
名 称	単 位	料 金							
食 堂	1 箇 月	105,000円							
備考 電気・ガス・水道・下水道及び冷暖房の使用料は、別に市長が定める。									

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目		使用料																																																		
事 務 事 業 名		福祉施設の使用料				専 門 部 会 名		福祉部会	分 科 会 名	福祉分科会																																																
調 整 方 針		福祉施設の使用料については、現行のとおりとする。																																																								
事 務 事 業 の 現 況																																																										
西 条 市		東 予 市				丹 原 町		小 松 町		具体的な調整内容																																																
[西条市立さくら荘設置及び管理に関する条例] (使用料) 第5条 さくら荘の使用料は、別表のとおりとする。ただし、市長は、生活保護を受けている者及びこれに準ずる者の使用料を減免することができる。 別表 使用料月額表		[東予市地域交流センター設置及び管理条例] (使用料) 第8条 前条の許可を受けてセンターを使用する者(以下「使用者」という。)で、別表に定める施設を使用する者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表(第8条関係) センター施設使用料				該当なし		該当なし																																																		
<table><tr><td>区 分</td><td>使 用 料</td><td>備 考</td></tr><tr><td>甲 号</td><td>月額 1,500円</td><td>4.5畳</td></tr><tr><td>乙 号</td><td>月額 1,600円</td><td>6畳</td></tr><tr><td>丙 号</td><td>月額 1,900円</td><td>4.5畳(昭和48年度新築分)</td></tr></table>		区 分	使 用 料	備 考	甲 号	月額 1,500円	4.5畳	乙 号	月額 1,600円	6畳	丙 号	月額 1,900円	4.5畳(昭和48年度新築分)	<table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>使 用 単 位</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td colspan="2">多 目 的 ホ ー ル</td><td>1時間につき</td><td>円 1,600</td></tr><tr><td colspan="2">多 目 的 ホ ー ル 舞 台 照 明 施 設</td><td>〃</td><td>700</td></tr><tr><td colspan="2">工 作 室</td><td>〃</td><td>400</td></tr><tr><td rowspan="5">浴 室</td><td colspan="2">高 齢 者 (6 5 歳 以 上)</td><td rowspan="5">1回につき</td><td>150</td></tr><tr><td colspan="2">大 人 (中 学 生 ~ 6 4 歳)</td><td>300</td></tr><tr><td colspan="2">小 人</td><td>150</td></tr><tr><td colspan="2">幼 児 (3 歳 未 満)</td><td>80</td></tr><tr><td>身体障害者手帳の交付</td><td>大 人</td><td>150</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>を 受 け て い る 者 小 人</td><td>80</td></tr></table>				区 分		使 用 単 位	使 用 料	多 目 的 ホ ー ル		1時間につき	円 1,600	多 目 的 ホ ー ル 舞 台 照 明 施 設		〃	700	工 作 室		〃	400	浴 室	高 齢 者 (6 5 歳 以 上)		1回につき	150	大 人 (中 学 生 ~ 6 4 歳)		300	小 人		150	幼 児 (3 歳 未 満)		80	身体障害者手帳の交付	大 人	150			を 受 け て い る 者 小 人	80				
区 分	使 用 料	備 考																																																								
甲 号	月額 1,500円	4.5畳																																																								
乙 号	月額 1,600円	6畳																																																								
丙 号	月額 1,900円	4.5畳(昭和48年度新築分)																																																								
区 分		使 用 単 位	使 用 料																																																							
多 目 的 ホ ー ル		1時間につき	円 1,600																																																							
多 目 的 ホ ー ル 舞 台 照 明 施 設		〃	700																																																							
工 作 室		〃	400																																																							
浴 室	高 齢 者 (6 5 歳 以 上)		1回につき	150																																																						
	大 人 (中 学 生 ~ 6 4 歳)			300																																																						
	小 人			150																																																						
	幼 児 (3 歳 未 満)			80																																																						
	身体障害者手帳の交付	大 人		150																																																						
		を 受 け て い る 者 小 人	80																																																							
		備考 1 工作室で陶芸窯を使用する場合は、1時間につき250円を加算する。 2 土曜日の午後、日曜日及び祝日に使用するときは、上記使用料(以下「使用料」という。)に2割を加算する。ただし、多目的ホール照明施設及び浴室は除く。 3 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間も含む。 4 入場料を徴収する場合は、使用料に次の割合を加算する。 (1) 入場料等が500円未満の場合 2割 (2) 入場料等が500円以上1,000円未満の場合 3割 (3) 入場料等が1,000円以上の場合 5割 5 冷暖房施設を使用するときは、使用料に5割を加算する。 6 前各項により計算して得た使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。																																																								

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目		使用料																																																																						
事 務 事 業 名		農村環境改善センター等の使用料		専 門 部 会 名		産業経済部会		分 科 会 名	農業分科会																																																																			
調 整 方 針		農村環境改善センター等の使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																										
		事 務 事 業 の 現 況						具体的な調整内容																																																																				
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町																																																																						
該当なし		【東予市農村環境改善センター設置及び管理条例】 (使用料) 第8条 前条の許可を受けて使用する者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。 別表(第8条関係) <table><tr><td>区 分</td><td>使 用 単 位</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>多 目 的 ホ ー ル</td><td>1時間につき</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>多 目 的 ホ ー ル 照 明 施 設</td><td>〃</td><td>300</td></tr><tr><td>健 康 相 談 室</td><td>〃</td><td>200</td></tr><tr><td>調 理 実 習 室</td><td>〃</td><td>500</td></tr><tr><td>老 人 憩 室</td><td>〃</td><td>200</td></tr><tr><td>生 活 改 善 室 兼 婦 人 研 修 室</td><td>〃</td><td>200</td></tr><tr><td>農 事 研 修 室</td><td>〃</td><td>300</td></tr><tr><td>営 農 サ ー ク ル 室</td><td>〃</td><td>300</td></tr><tr><td>営 農 相 談 室</td><td>〃</td><td>200</td></tr></table> 備考 1 土曜日の午後、日曜日及び祝日に使用するときは、上記使用料(以下「使用料」という。)に2割を加算する。ただし、多目的ホール照明施設は除く。 2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間も含む。 3 入場料を徴収する場合は、使用料に次の割合を加算する。 (1) 入場料が500円未満の場合 2割 (2) 入場料が500円以上1,000円未満の場合 3割 (3) 入場料が1,000円以上の場合 5割 4 冷暖房施設を使用するときは、使用料に7割を加算する。 5 前各項により計算して得た使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。		区 分	使 用 単 位	使 用 料	多 目 的 ホ ー ル	1時間につき	1,500円	多 目 的 ホ ー ル 照 明 施 設	〃	300	健 康 相 談 室	〃	200	調 理 実 習 室	〃	500	老 人 憩 室	〃	200	生 活 改 善 室 兼 婦 人 研 修 室	〃	200	農 事 研 修 室	〃	300	営 農 サ ー ク ル 室	〃	300	営 農 相 談 室	〃	200	【丹原町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例】 (使用料) 第8条 農村センターの使用料は無料とする。ただし、町長が必要と認めた経費は、これを利用者に負担させることができる。 (町長が必要と認めた場合) 多目的ホール 1時間につき 200円 その他 実費(200円/時間)		【小松町農村環境改善センター設置及び管理運営条例】 (使用料) 第5条 センターの使用料は、小松町使用料条例の定めるところによる。 小松町使用料条例 別表(第2条関係) <table><tr><td>区 分</td><td>財 産 の 名 称</td><td>使 用 単 位</td><td>会場使用料</td><td>冷暖房使用料</td><td>備 考</td></tr><tr><td rowspan="6">農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー 施 設</td><td>多 目 的 ホ ー ル</td><td>1時間につき</td><td>円 980</td><td>円 580</td><td></td></tr><tr><td>和 室 会 議 室</td><td>〃</td><td>120</td><td>70</td><td></td></tr><tr><td>生 活 実 習 室</td><td>〃</td><td>370</td><td>220</td><td></td></tr><tr><td>老 人 い こ い 室</td><td>〃</td><td>180</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>農 事 研 修 室</td><td>〃</td><td>180</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>視 聴 覚 室</td><td>〃</td><td>180</td><td>100</td><td></td></tr></table> 備考 (1) 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的として使用する場合は、使用料の4倍の額とする。 (2) (省略)		区 分	財 産 の 名 称	使 用 単 位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考	農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー 施 設	多 目 的 ホ ー ル	1時間につき	円 980	円 580		和 室 会 議 室	〃	120	70		生 活 実 習 室	〃	370	220		老 人 い こ い 室	〃	180	100		農 事 研 修 室	〃	180	100		視 聴 覚 室	〃	180	100		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
区 分	使 用 単 位	使 用 料																																																																										
多 目 的 ホ ー ル	1時間につき	1,500円																																																																										
多 目 的 ホ ー ル 照 明 施 設	〃	300																																																																										
健 康 相 談 室	〃	200																																																																										
調 理 実 習 室	〃	500																																																																										
老 人 憩 室	〃	200																																																																										
生 活 改 善 室 兼 婦 人 研 修 室	〃	200																																																																										
農 事 研 修 室	〃	300																																																																										
営 農 サ ー ク ル 室	〃	300																																																																										
営 農 相 談 室	〃	200																																																																										
区 分	財 産 の 名 称	使 用 単 位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考																																																																							
農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー 施 設	多 目 的 ホ ー ル	1時間につき	円 980	円 580																																																																								
	和 室 会 議 室	〃	120	70																																																																								
	生 活 実 習 室	〃	370	220																																																																								
	老 人 い こ い 室	〃	180	100																																																																								
	農 事 研 修 室	〃	180	100																																																																								
	視 聴 覚 室	〃	180	100																																																																								

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目		使用料																																																																																									
事 務 事 業 名		産業・まちづくり関係施設の使用料		専 門 部 会 名		産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会																																																																																							
調 整 方 針		産業・まちづくり関係施設の使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																																													
事 務 事 業 の 現 況								具体的な調整内容																																																																																							
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町																																																																																									
【西条市産業情報支援センター設置及び管理条例】 （使用料） 第4条 会議室等の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第１に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納することができる。 2 （省略） （入居使用料等） 第12条 インキュベータ室への入居の許可を受けたもの（以下「入居者」という。）は、別表第２に定めるインキュベータ室入居使用料（以下「入居使用料」という。）を納付しなければならない。ただし、つきの途中でインキュベータ室に新たに入居した場合又は退去した場合は、当該月の入居使用料は日割計算による。 2 入居者であって、駐車場の使用の許可を受けたものは、別表第３に定める駐車場使用料を納付しなければならない。 3 （省略） （保証金） 第14条 入居者は、保証金を納付しなければならない。 2 保証金は、入居使用料の２月分に相当する金額とし、使用許可の際に徴収する。 3 （省略） 別表第１（第4条関係） （1）会議室等使用料（情報研修室を除く。） <table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>単 位</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td rowspan="2">研 修 会 議 室</td><td>床面の全体を使用する場合</td><td>1時間につき</td><td>800円</td></tr><tr><td>床面の2分の1を使用する場合</td><td>同</td><td>400円</td></tr><tr><td colspan="2">会 議 室 1</td><td>同</td><td>300円</td></tr><tr><td colspan="2">会 議 室 2</td><td>同</td><td>400円</td></tr><tr><td colspan="2">多 目 的 ル ー ム</td><td>同</td><td>700円</td></tr><tr><td colspan="2">交 流 サ ロ ン</td><td>同</td><td>700円</td></tr></table> 備考 1 冷暖房を使用するときは、使用料の3割を加算する。 2 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。 3 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間も含むものとする。 4 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 （2）情報研修室使用料 <table><tr><td>区分</td><td>単位</td><td>使用料</td></tr><tr><td>情報研修室</td><td>1月につき</td><td>46,800円</td></tr></table> 備考 1 電気の使用料は、使用者の負担とする。 2 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。 3 使用時間が1月に満たないときは、当該月の使用料は、日割り計算による。 4 設備、備品等使用料 市長が規則で定める額 （次ページに続く）		区 分		単 位	使 用 料	研 修 会 議 室	床面の全体を使用する場合	1時間につき	800円	床面の2分の1を使用する場合	同	400円	会 議 室 1		同	300円	会 議 室 2		同	400円	多 目 的 ル ー ム		同	700円	交 流 サ ロ ン		同	700円	区分	単位	使用料	情報研修室	1月につき	46,800円	【東予市産業学習館の設置及び管理に関する条例】 （使用料） 第9条 前条第2項の許可を受けて使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 （省略） 別表（第9条関係） <table><tr><td colspan="4">視聴覚室使用料</td></tr><tr><td>区 分</td><td>使 用 単 位</td><td colspan="2">使 用 料</td></tr><tr><td>視 聴 覚 室</td><td>1 時 間 に つ き</td><td colspan="2">1,000円</td></tr></table> 備考 1 営利を目的とする場合は、使用料に10割を加算する。 2 冷暖房を使用するときは、使用料に5割を加算する。		視聴覚室使用料				区 分	使 用 単 位	使 用 料		視 聴 覚 室	1 時 間 に つ き	1,000円		該当なし	【小松町まちづくり開発センター設置及び管理運営条例】 （使用料） 第5条 開発センターの使用料は、小松町使用料条例の定めるところによる。 小松町使用料条例 別表（第2条関係） <table><tr><td>区 分</td><td>財 産 の 名 称</td><td>使 用 単 位</td><td>会場使用料</td><td>冷暖房使用料</td><td>備 考</td></tr><tr><td rowspan="6">開 発 セ ン タ ー 施 設</td><td>陶 芸 窯</td><td>1回につき</td><td>円 4,500</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td>創 作 室（Ⅰ）</td><td>1時間につき</td><td>180</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>創 作 室（Ⅱ）</td><td>〃</td><td>310</td><td>180</td><td></td></tr><tr><td>創 作 室（Ⅲ）</td><td>〃</td><td>180</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>小 会 議 室</td><td>〃</td><td>90</td><td>50</td><td></td></tr><tr><td>ミーティング室</td><td>〃</td><td>120</td><td>70</td><td></td></tr><tr><td></td><td>特 産 加 工 室</td><td>〃</td><td>280</td><td>—</td><td></td></tr></table> 備考 （1）使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的として使用する場合は、使用料の4倍の額とする。 （2）（省略）		区 分	財 産 の 名 称	使 用 単 位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考	開 発 セ ン タ ー 施 設	陶 芸 窯	1回につき	円 4,500	円		創 作 室（Ⅰ）	1時間につき	180	100		創 作 室（Ⅱ）	〃	310	180		創 作 室（Ⅲ）	〃	180	100		小 会 議 室	〃	90	50		ミーティング室	〃	120	70			特 産 加 工 室	〃	280	—		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
区 分		単 位	使 用 料																																																																																												
研 修 会 議 室	床面の全体を使用する場合	1時間につき	800円																																																																																												
	床面の2分の1を使用する場合	同	400円																																																																																												
会 議 室 1		同	300円																																																																																												
会 議 室 2		同	400円																																																																																												
多 目 的 ル ー ム		同	700円																																																																																												
交 流 サ ロ ン		同	700円																																																																																												
区分	単位	使用料																																																																																													
情報研修室	1月につき	46,800円																																																																																													
視聴覚室使用料																																																																																															
区 分	使 用 単 位	使 用 料																																																																																													
視 聴 覚 室	1 時 間 に つ き	1,000円																																																																																													
区 分	財 産 の 名 称	使 用 単 位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考																																																																																										
開 発 セ ン タ ー 施 設	陶 芸 窯	1回につき	円 4,500	円																																																																																											
	創 作 室（Ⅰ）	1時間につき	180	100																																																																																											
	創 作 室（Ⅱ）	〃	310	180																																																																																											
	創 作 室（Ⅲ）	〃	180	100																																																																																											
	小 会 議 室	〃	90	50																																																																																											
	ミーティング室	〃	120	70																																																																																											
	特 産 加 工 室	〃	280	—																																																																																											

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目	使用料								
事 務 事 業 名	産業・まちづくり関係施設の使用料			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会						
調 整 方 針													
事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容								
西 条 市		東 予 市		丹 原 町				小 松 町					
(続き) 別表第２（第13条第1項関係） インキュベータ室入居使用料													
区 分										単 位		使 用 料	
第 1 0 イ ン キ ュ ベ ー タ 室										1月につき		15,700円	
第 3 ～ 第 6 ・ 第 1 1 ・ 第 1 2 イ ン キ ュ ベ ー タ 室										同		16,600円	
第 1 ・ 第 7 ～ 第 9 イ ン キ ュ ベ ー タ 室										同		20,800円	
第 2 イ ン キ ュ ベ ー タ 室		同		30,100円									
備考 1 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。													
別表第３（第13条第2項関係） 駐車場使用料													
区 分		単 位		使 用 料									
駐 車 場		1 台 ・ 1 月 に つ き		2,000円									
[西条市産業情報支援センター設置及び管理条例施行規則] 別表第１（第9条関係）													
設 備 備 品 名		単 位		使 用 料									
持運び用スピーカー一体型アンプ		1台1回につき		600円									
ワイヤレスマイク		1本1回につき		300円									
ＯＨＰ・スクリーンセット		1式1回につき		1,100円									
スライド・スクリーンセット		1式1回につき		1,100円									
液晶ビデオプロジェクター・スクリーンセット		1式1回につき		2,000円									

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目		使用料																																																																																
事 務 事 業 名		観光施設の使用料		専 門 部 会 名		産業経済部会	分 科 会 名	観光分科会																																																																														
調 整 方 針		観光施設の使用料については、現行のとおりとする。																																																																																				
事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容																																																																																		
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		現行のとおりとする。																																																																														
[西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例] (使用料) 第7条 使用者は、使用方法の区分に従い別表第一から別表第三までに定める使用料を前納しなければならない。 2 (省略) (食堂等の使用) 第12条 市長は、食堂(パ`ベ`キュー棟を含む。以下同じ。)について、1年以内の期間に限り、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき使用を許可することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、同一人に対し、引き続き使用を許可することができる。 2 前項の規定により食堂の使用の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。 3 (省略) 別表第1 宿泊料等(第7条関係)		[東予市本谷温泉館の設置及び管理に関する条例] (使用料) 第10条 使用者は、使用区分に従い、別表第1から別表第3までに定める入浴料及び施設使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。 2 (省略) (食堂の使用) 第19条 市長は、食堂の使用について」2年以内の期間に限り、地方自治法第238条の4第4項の規定により、使用を許可することができる。この場合において、市長は必要があると認めるときは、同一人に対して引き続き使用を許可することができる。 2 前項の規定により食堂の使用の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。 3 (省略) 別表第1(第10条関係) 入浴料		該当なし		該当なし																																																																																
<table><tr><td>施 設 名</td><td>区 分</td><td>使 用 料 (円)</td></tr><tr><td rowspan="6">宿 泊 室</td><td>大 人</td><td>1人当り 1,170</td></tr><tr><td>高 校 ・ 大 学 生</td><td>1人当り 880</td></tr><tr><td>小 ・ 中 学 生</td><td>1人当り 590</td></tr><tr><td rowspan="3">団 体</td><td>大 人</td><td>1人当り 980</td></tr><tr><td>高校・大学生</td><td>1人当り 680</td></tr><tr><td>小・中学生</td><td>1人当り 490</td></tr><tr><td rowspan="5">ケ ビ ン</td><td rowspan="4">基 本 料 金</td><td>2 ～ 4 人 用</td><td>1棟当り2人(基本人員)まで 2,920</td></tr><tr><td>4 ～ 6 人 用</td><td>1棟当り4人(基本人員)まで 5,840</td></tr><tr><td>6 ～ 10 人 用</td><td>1棟当り6人(基本人員)まで 8,760</td></tr><tr><td>7 ～ 8 人 用</td><td>1棟当り7人(基本人員)まで 10,220</td></tr><tr><td>加 算 料 金</td><td colspan="2">基本人員を超え1人当たり 980</td></tr><tr><td rowspan="2">キ ャ ン プ</td><td>大 人</td><td>1人当り 200</td></tr><tr><td>小 ・ 中 学 生</td><td>1人当り 100</td></tr></table> 1 宿泊者の使用時間は、原則として午後4時から翌日午前10時までとする。 2 前記1の使用時間を超えて引き続き施設を使用する場合は、別表第二に定める料金を加算する。ただし、2泊以上継続して使用する場合は、到着日及び出発日を除く滞在期間中は、休息料金を加算しない。 3 団体とは、宿泊室1室に20人以上宿泊する場合をいう。 4 ケビンの宿泊人数には、小学生未満を含まない。 5 キャンプについては、別表第三に定めるキャンプセットを使用する場合は無料とする。 (次ページに続く)		施 設 名	区 分	使 用 料 (円)	宿 泊 室	大 人	1人当り 1,170		高 校 ・ 大 学 生	1人当り 880	小 ・ 中 学 生	1人当り 590	団 体	大 人	1人当り 980	高校・大学生	1人当り 680	小・中学生	1人当り 490	ケ ビ ン	基 本 料 金	2 ～ 4 人 用	1棟当り2人(基本人員)まで 2,920	4 ～ 6 人 用	1棟当り4人(基本人員)まで 5,840	6 ～ 10 人 用	1棟当り6人(基本人員)まで 8,760	7 ～ 8 人 用	1棟当り7人(基本人員)まで 10,220	加 算 料 金	基本人員を超え1人当たり 980		キ ャ ン プ	大 人	1人当り 200	小 ・ 中 学 生	1人当り 100	<table><tr><td>区 分</td><td>料 金 (単位円)</td></tr><tr><td rowspan="9">一 (露天風呂を含む)浴場</td><td>大人</td><td>300</td></tr><tr><td>小人</td><td>200</td></tr><tr><td>3歳未満</td><td>無料</td></tr><tr><td rowspan="2">市内に居住するもので、高齢者手帳又は身体障害者手帳等の交付を受けている者</td><td>大人</td><td>200</td></tr><tr><td>小人</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="2">回数券 (1 1 枚 綴 り)</td><td>大人</td><td>3,000</td></tr><tr><td>小人</td><td>2,000</td></tr><tr><td>家 風 族 呂</td><td>基本</td><td>時間 1時間以内</td><td>1,500</td></tr><tr><td></td><td>追加</td><td>1時間を超える場合 30分間につき</td><td>500</td></tr></table> 備考 1 大人は、中学生以上をいう。 2 小人は、小学生以下をいう。 別表第2(第10条関係) 施設使用料 <table><tr><td>区 分</td><td>使 用 料</td><td>使 用 時 間</td></tr><tr><td>集 い の 場</td><td>無料</td><td></td></tr><tr><td>3 世 代 交 流 室</td><td>無料</td><td></td></tr><tr><td>集 会 室</td><td>無料</td><td></td></tr><tr><td>老 人 憩 い 室</td><td>2,000円</td><td>3時間</td></tr><tr><td>研 修 室</td><td>3,000円</td><td>3時間</td></tr></table> 備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 2 3時間を超える場合は、1時間につき2割を加算する。 3 老人憩い室及び研修室は、宿泊者が会議等に利用するときは無料とする。 4 研修室を宿泊施設として利用する場合は、上記の表は適用せず別表第3を適用する。 (次ページに続く)		区 分	料 金 (単位円)	一 (露天風呂を含む)浴場	大人	300	小人	200	3歳未満	無料	市内に居住するもので、高齢者手帳又は身体障害者手帳等の交付を受けている者	大人	200	小人	100	回数券 (1 1 枚 綴 り)	大人	3,000	小人	2,000	家 風 族 呂	基本	時間 1時間以内	1,500		追加	1時間を超える場合 30分間につき	500	区 分	使 用 料	使 用 時 間	集 い の 場	無料		3 世 代 交 流 室	無料		集 会 室	無料		老 人 憩 い 室	2,000円	3時間	研 修 室	3,000円	3時間		
施 設 名	区 分	使 用 料 (円)																																																																																				
宿 泊 室	大 人	1人当り 1,170																																																																																				
	高 校 ・ 大 学 生	1人当り 880																																																																																				
	小 ・ 中 学 生	1人当り 590																																																																																				
	団 体	大 人	1人当り 980																																																																																			
		高校・大学生	1人当り 680																																																																																			
		小・中学生	1人当り 490																																																																																			
ケ ビ ン	基 本 料 金	2 ～ 4 人 用	1棟当り2人(基本人員)まで 2,920																																																																																			
		4 ～ 6 人 用	1棟当り4人(基本人員)まで 5,840																																																																																			
		6 ～ 10 人 用	1棟当り6人(基本人員)まで 8,760																																																																																			
		7 ～ 8 人 用	1棟当り7人(基本人員)まで 10,220																																																																																			
	加 算 料 金	基本人員を超え1人当たり 980																																																																																				
キ ャ ン プ	大 人	1人当り 200																																																																																				
	小 ・ 中 学 生	1人当り 100																																																																																				
区 分	料 金 (単位円)																																																																																					
一 (露天風呂を含む)浴場	大人	300																																																																																				
	小人	200																																																																																				
	3歳未満	無料																																																																																				
	市内に居住するもので、高齢者手帳又は身体障害者手帳等の交付を受けている者	大人	200																																																																																			
		小人	100																																																																																			
	回数券 (1 1 枚 綴 り)	大人	3,000																																																																																			
		小人	2,000																																																																																			
	家 風 族 呂	基本	時間 1時間以内	1,500																																																																																		
		追加	1時間を超える場合 30分間につき	500																																																																																		
区 分	使 用 料	使 用 時 間																																																																																				
集 い の 場	無料																																																																																					
3 世 代 交 流 室	無料																																																																																					
集 会 室	無料																																																																																					
老 人 憩 い 室	2,000円	3時間																																																																																				
研 修 室	3,000円	3時間																																																																																				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目		使用料							
事 務 事 業 名		観光施設の使用料			専 門 部 会 名		産業経済部会	分 科 会 名	観光分科会					
調 整 方 針														
事 務 事 業 の 現 況									具体的な調整内容					
西 条 市		東 予 市			丹 原 町		小 松 町							
(続き) 別表第２ 研修・会議・休息等料金(第7条関係)		(続き) 別表第３(第19条関係) 宿泊施設使用料												
施設名		区 分	単 位	使 用 料 (円)						区 分		単 位	使 用 料	
宿 泊 室	基 本 料 金		1 人 3 時 間 以 内	200						宿 泊 室	宿 泊	大 人	1人1泊(1部屋を2人以上で使用する	4,000円
	超 過 料 金		超過時間1時間当たり	100								小 人	場合。入浴料も含む。)	2,000円
	団 体	基本料金	1 人 3 時 間 以 内	100								3 歳 未 満	無料	
		超過料金	超過時間1時間当たり	50							休 息	1時間	500円	
ケビン	基 本 料 金		1 棟 3 時 間 以 内	4人まで 1,950 5人目から1人当たり 490						備考 1 大人は、中学生以上をいう。 2 小人は、小学生以下をいう。 3 1部屋に1人で宿泊する場合は、上記の料金に2,000円を加算する。 4 3歳未満の者が寝具を使用する場合は、小人の使用料を徴収する。 5 宿泊の場合の利用時間は、原則として午後3時から翌日午前10時までとする。ただし、2日以上継続して使用する場合到着日及び出発日を除く休息の使用料は、無料とする。				
	基 本 料 金		超過時間1時間当たり	4人まで 980 5人目から1人当たり 250										
	備考 使用時間が基本時間(3時間)に満たないときは基本時間とみなし、超過時間が1時間に満たないときは1時間とみなす。													
	別表第３ 設備備品使用料(第7条関係)													
設 備 備 品 名		単 位	使 用 料 (円)	別表第４(第19条関係) 食堂使用料										
大 型 テ ン ト		1 張 1 日 当 た り	980	名 称		単 位	使 用 料							
キャンﾌﾞセット(テント、食器セット)		1 式 1 泊 2 日 当 た り	1,460	食 堂		1 ヶ 月	83,000円							
		2 日 目 以 降 1 泊 当 た り	680											
マ イ ク 設 備		1 式 1 回 当 た り	490	備考 1 電気・ガス・水道の使用料は、実費とする。										
備考 1回とは、開会から閉会まで、又は開演から終演までとする。														
別表第４ 食堂等使用料(第12条関係)														
名 称	単 位	使 用 料 (円)												
食 堂	1 箇 月	7,770												
パ ー ベ キ ュ ー 棟	1 箇 月	1,950												
備考 電気及びガス等の使用料は、別に市長が定める。														

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目	使用料																																																																															
事 務 事 業 名	ハイウェイオアシスの使用料		専 門 部 会 名	都市計画部会	分 科 会 名	都市計画分科会																																																																													
調 整 方 針	石鎚山ハイウェイオアシス館の使用料については、現行のとおりとする。																																																																																		
事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容																																																																															
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町																																																																																
該当なし	該当なし	該当なし	[小松町都市公園条例] (使用料) 第10条 法(都市公園法)第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設(以下「有料公園等」という。)を利用しようとする者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表第3(第10条関係) <table><tr><th colspan="3">区 分</th><th>単 位</th><th>使 用 料 (円)</th></tr><tr><td rowspan="2">有</td><td rowspan="2">花木園</td><td rowspan="2">オートキャンプ サイト</td><td>1泊2日1区画 につき</td><td>16時～翌日9時</td><td>2,000</td></tr><tr><td>デイキャンプ 1区画1日につき</td><td>9時～16時</td><td>1,000</td></tr><tr><td rowspan="2">料</td><td>イベント広場</td><td colspan="2">営利を目的とした場合</td><td>1平方メートル 1日につき</td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="14">石鎚山ハイ ウェイオア シス館</td><td rowspan="2">大ホール</td><td>会場使用料</td><td>1時間につき</td><td>1,200</td></tr><tr><td>冷暖房使用料</td><td>〃</td><td>600</td></tr><tr><td rowspan="2">中会議室①</td><td>会場使用料</td><td>〃</td><td>300</td></tr><tr><td>冷暖房使用料</td><td>〃</td><td>150</td></tr><tr><td rowspan="2">中会議室②</td><td>会場使用料</td><td>〃</td><td>400</td></tr><tr><td>冷暖房使用料</td><td>〃</td><td>200</td></tr><tr><td rowspan="2">小会議室①</td><td>会場使用料</td><td>〃</td><td>300</td></tr><tr><td>冷暖房使用料</td><td>〃</td><td>150</td></tr><tr><td rowspan="2">小会議室②</td><td>会場使用料</td><td>〃</td><td>400</td></tr><tr><td>冷暖房使用料</td><td>〃</td><td>200</td></tr><tr><td colspan="2">望遠鏡</td><td>1回につき</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="4">施 設</td><td rowspan="4">石鎚館入館料</td><td colspan="2">〈個人利用〉 ・6歳以上15歳未満の者</td><td>1人1回につき</td><td>300</td></tr><tr><td colspan="2">・15歳以上の者</td><td>〃</td><td>500</td></tr><tr><td colspan="2">〈団体利用～15人以上の団 体を利用する場合をいう〉 ・6歳以上15歳未満の者</td><td>1人1回につき</td><td>240</td></tr><tr><td colspan="2">・15歳以上の者</td><td>〃</td><td>400</td></tr></table> ①有料公園施設の昼間使用の場合及び早朝使用の場合は、夜間照明施設を使用することができない。 ②有料公園施設の使用料は、使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する時及び営利を目的として使用する場合は、使用料の倍額とする。 ③公園を占用する場合で、占用の形態の如何にかかわらず、消費税法の規定により、許可期間1箇月未満のものは占用料の額に1.05を乗じて得た額とする。ただし、その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。			区 分			単 位	使 用 料 (円)	有	花木園	オートキャンプ サイト	1泊2日1区画 につき	16時～翌日9時	2,000	デイキャンプ 1区画1日につき	9時～16時	1,000	料	イベント広場	営利を目的とした場合		1平方メートル 1日につき	3	石鎚山ハイ ウェイオア シス館	大ホール	会場使用料	1時間につき	1,200	冷暖房使用料	〃	600	中会議室①	会場使用料	〃	300	冷暖房使用料	〃	150	中会議室②	会場使用料	〃	400	冷暖房使用料	〃	200	小会議室①	会場使用料	〃	300	冷暖房使用料	〃	150	小会議室②	会場使用料	〃	400	冷暖房使用料	〃	200	望遠鏡		1回につき	100	施 設	石鎚館入館料	〈個人利用〉 ・6歳以上15歳未満の者		1人1回につき	300	・15歳以上の者		〃	500	〈団体利用～15人以上の団 体を利用する場合をいう〉 ・6歳以上15歳未満の者		1人1回につき	240	・15歳以上の者		〃	400
区 分			単 位	使 用 料 (円)																																																																															
有	花木園	オートキャンプ サイト	1泊2日1区画 につき	16時～翌日9時	2,000																																																																														
			デイキャンプ 1区画1日につき	9時～16時	1,000																																																																														
料	イベント広場	営利を目的とした場合		1平方メートル 1日につき	3																																																																														
	石鎚山ハイ ウェイオア シス館	大ホール	会場使用料	1時間につき	1,200																																																																														
冷暖房使用料			〃	600																																																																															
中会議室①		会場使用料	〃	300																																																																															
		冷暖房使用料	〃	150																																																																															
中会議室②		会場使用料	〃	400																																																																															
		冷暖房使用料	〃	200																																																																															
小会議室①		会場使用料	〃	300																																																																															
		冷暖房使用料	〃	150																																																																															
小会議室②		会場使用料	〃	400																																																																															
		冷暖房使用料	〃	200																																																																															
望遠鏡		1回につき	100																																																																																
施 設		石鎚館入館料	〈個人利用〉 ・6歳以上15歳未満の者		1人1回につき	300																																																																													
			・15歳以上の者		〃	500																																																																													
			〈団体利用～15人以上の団 体を利用する場合をいう〉 ・6歳以上15歳未満の者		1人1回につき	240																																																																													
	・15歳以上の者		〃	400																																																																															
現行のとおりとする。																																																																																			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目	使用料										
事 務 事 業 名	少年自然の家の使用料		専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	教育総務分科会								
調 整 方 針	少年自然の家の使用料については、現行のとおりとする。													
事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容									
西 条 市		東 予 市		丹 原 町										
[西条少年自然の家設置及び管理条例] (使用料) 第5条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 2 (省略) 別表(第5条関係) <table><tr><td>区 分</td><td>使 用 料 (1 日 に つ き)</td></tr><tr><td>小 ・ 中 学 生</td><td>350円</td></tr><tr><td>高 校 ・ 大 学 生</td><td>400円</td></tr><tr><td>一 般</td><td>500円</td></tr></table> 備考 1 上表の使用料には、食事に要する費用及び野営の用に供する燃料、消耗品等の費用を含まない。 2 小・中学生を引率する場合の教員の使用料は、小・中学生の使用料と同額とする。		区 分	使 用 料 (1 日 に つ き)	小 ・ 中 学 生	350円	高 校 ・ 大 学 生	400円	一 般	500円	該当なし		該当なし		現行のとおりとする。
区 分	使 用 料 (1 日 に つ き)													
小 ・ 中 学 生	350円													
高 校 ・ 大 学 生	400円													
一 般	500円													

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目		使用料		
事 務 事 業 名		社会教育施設の使用料・入館料等		専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	社会教育分科会
調 整 方 針		社会教育施設の使用料・入館料等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。						
事 務 事 業 の 現 況								具体的な調整内容
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		
[西条市立郷土博物館設置条例] ※使用料に関する規定なし。		[東予市立郷土館設置及び管理条例] (使用料) 第9条 前条の許可を受けて使用する者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。以下省略。		[佐伯記念館・郷土資料館設置条例] (使用料) 第6条 使用料は、次の各号に定める額の範囲内において教育委員会が定める額とする。 (1) 入 館 料 常時展示 無料 特別展示 1人 500円 (2) 施設使用料 研修室 1日3,000円、 ただし、5時間未満2,000円		[史跡近藤篤山旧邸の管理運営規則] (入館料) 第5条 篤山邸を見学しようとする者は、小松町使用料条例に定める入館料を納付しなければならない。		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
[西条市考古歴史館設置及び管理条例] (望遠鏡使用料) 第3条 考古歴史館備付けの望遠鏡を使用しようとする者は、1回につき10円の使用料を納付しなければならない。		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
[西条市こどもの国設置及び管理条例] (観覧料) 第5条 プラネタリウムの投影を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表 プラネタリウム観覧料(第5条関係)		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		
別表 郷土館施設使用料		別表 郷土館施設使用料				小松町使用料条例別表		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目		使用料					
事 務 事 業 名		社会体育施設の使用料				専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	社会体育分科会			
調 整 方 針		社会体育施設の使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。											
事 務 事 業 の 現 況											具体的な調整内容		
西 条 市			東 予 市			丹 原 町			小 松 町				
[西条市都市公園条例] (有料施設の使用料) 第10条の2 公園施設のうち水泳プール及び照明施設の使用料は、別表第2及び別表第3のとおりとする。 2 (省略) 別表第2 水泳プール使用料(第10条の2関係)					[東予市公園条例] (有料公園施設の設置) 第2条の2 有料公園施設を次のとおり設置する。 有 料 公 園 施 設 の 属 す る 公 園有 料 公 園 施 設 の 名 称 東 予 市 運 動 公 園テニスコート・球技場・夜間照明施設・プール・多目的広場・海浜広場・野球場 (使用料) 第10条 法(都市公園法)第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項若しくは第4項又は第8条の2第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に掲げる使用料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表第1(第10条関係) 3 有料公園施設(野球場を除く。)を使用する場合			[丹原町都市公園条例] (有料公園及び有料公園施設) 第7条 有料公園(有料で利用させる都市公園又は都市公園の一区域をいう。以下同じ。)及び有料公園施設(町の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第2のとおりとする。 2, 3 (省略) 別表第2(第7条関係) 公 園 名施 設 名 多 目 的 広 場 テ ニ ス コ ー ト 丹 原 総 合 公 園 (使用料) 第11条 法(都市公園法)第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者、又は有料公園若しくは有料公園施設(以下「有料公園等」という。)を利用しようとする者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表第3(第11条関係) 区 分 単 位 使 用 料 有 料 公 園 施 設 を 利 用 す る 場 合 多 目 的 広 場 テ ニ ス コ ー ト 備考 夜間照明施設の使用できる時間は、17時から22時までとする。 (次ページに続く)			[小松町都市公園条例] (有料公園及び有料公園施設) 第7条 有料公園(有料で利用させる都市公園又は都市公園の一区域をいう。以下同じ。)及び有料公園施設(町の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第2のとおりとする。 2, 3 (省略) 別表第2(第7条関係) 公 園 名施 設 名 小松中央公園 多目的広場 庭球場 夜間照明施設 交通広場 グラウンドゴルフ場 花木園 石鎚山ハイウェイオアシス館 イベント広場 多目的広場 夜間照明施設 (使用料) 第10条 法(都市公園法)第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設(以下「有料公園等」という。)を利用しようとする者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表第3(第10条関係) 区 分 単 位 使 用 料(円) 有 料 公 園 施 設 多 目 的 広 場 (小松中央公園) 昼間(9時～19時) 半 面1時間につき(1時間以内は1時間)250 全 面490 夜間 ソフトA面19時～22時2,890 ソフトB面 軟式野球 早 朝 半 面490 全 面5時～8時30分980 (次ページに続く)		
											新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		
別表第3 照明施設使用料(第10条の2関係)					施設区分 使用区分 使用料 一般・学生 中学生 小学生			別表第2(第7条関係)					
公園別 施設別 使用料 摘要					運動公園			有料公園施設を利用する場合					
西条市市民公園					テニスコート(1面につき) 1時間につき 200円 100円 練習コート(1人につき) 1時間につき 50円 30円 テニスコート使用者については、使用時間内に限り、練習コートの使用料を原則として無料とする。			多目的広場 夜間照明施設を使用する場合 17～19時 半面 1時間につき(1時間以内は1時間) 700円 17～19時 全面 1,200円 夜間19～22時 半面 19時～22時 2,000円 全面 3,500円					
西条市西部公園					球技場 午前(8時30分から12時30分) 3,000円 1,500円 午後(13時～17時) 3,000円 1,500円 夏期(4月～9月)(17時～19時) 1,500円 750円 全 日 夏期(4月～9月) 6,000円 3,000円 冬期(10月～3月) 5,000円 2,500円 部分使用 団体等が使用する場合は、上記料金の半額とする。			テニスコート 1時間につき 1時間につき(1時間以内は1時間) 200円 夜間照明施設を使用する場合 17～19時 1時間につき(1時間以内は1時間) 400円 17～19時 1面 19時～22時 1,000円			多目的広場 (小松中央公園) 夜間 ソフトA面 19時～22時 2,890 ソフトB面 軟式野球 早 朝 半 面490 全 面5時～8時30分980		
神戸公園					夜間照明施設 テニスコート1面1回につき 1,000円			テニスコート					
石井記念公園					プール 1回につき 300円 200円 100円			テニスコート					
(次ページに続く)					運動公園			有料公園施設を利用する場合					
					多目的広場 午前(8時30分～12時30分) 1面につき 610円 310円 全面 2,420円 1,210円 午後(13時～17時) 1面につき 610円 310円 全面 2,420円 1,210円 夏期(4月～9月)(17時～19時) 1面につき 310円 150円 全面 1,220円 610円 全 日 夏期(4月～9月) 1面につき 1,220円 610円 全面 4,850円 2,420円 冬期(10月～3月) 1面につき 1,090円 550円 全面 4,360円 2,180円			有料公園施設を利用する場合					
(次ページに続く)					(次ページに続く)			(次ページに続く)					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目		使用料																																																																																																																																												
事 務 事 業 名		社会体育施設の使用料				専 門 部 会 名		教育部会		分 科 会 名		社会体育分科会																																																																																																																																								
調 整 方 針																																																																																																																																																				
事 務 事 業 の 現 況														具体的な調整内容																																																																																																																																						
西 条 市		東 予 市				丹 原 町				小 松 町																																																																																																																																										
（続き） [西条市野球場設置及び管理条例] （使用料） 第4条 野球場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を直ちに前納しなければならない。 2 （省略） 別表第 1 野球場使用料(第4条関係)（単位 円）<table><tr><th>使 用 区 分</th><th>使 用 料</th></tr><tr><td rowspan="3">入場料を徴収する場合</td><td>職 業</td><td>1時間につき</td><td>6,000</td></tr><tr><td>一 般 及 び 学 生</td><td>〃</td><td>1,250</td></tr><tr><td>小・中・高校生</td><td>〃</td><td>600</td></tr><tr><td rowspan="3">入場料を徴収しない場合</td><td>職 業</td><td>〃</td><td>1,050</td></tr><tr><td>一 般 及 び 学 生</td><td>〃</td><td>400</td></tr><tr><td>小・中・高校生</td><td>〃</td><td>150</td></tr><tr><td rowspan="3">練習に使用する場合</td><td>職 業</td><td>〃</td><td>750</td></tr><tr><td>一 般 及 び 学 生</td><td>〃</td><td>200</td></tr><tr><td>小・中・高校生</td><td>〃</td><td>100</td></tr><tr><td colspan="2">ピッチング場のみ使用の場合</td><td>1面につき</td><td>100</td></tr></table> 備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 2 1時間に満たないときは、1時間と見なす。 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日(国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を含む。)を除く月曜日から金曜日までの使用料については、上表料金に100分の80を乗じて得た額とする。 4 職業とは、野球を業として行うものをいう。 5 野球以外に使用する場合の料金は、本表に準じて徴収する。 別表第 2 設備使用の場合(第4条関係)（単位 円） <table><tr><th>使用区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>照明施設</td><td>1時間につき</td><td>2,000</td></tr><tr><td>拡声装置</td><td>1時間につき</td><td>200</td></tr><tr><td>スコアボード</td><td>1試合につき</td><td>400</td></tr></table> 備考 1時間に満たないときは、1時間とみなす。 別表第 3 物品販売店設置の場合(第 4 条関係)（単位 円） <table><tr><th>使用区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>物品販売店</td><td>1日につき</td><td>600</td></tr></table> 備考 移動物品販売については、別に市長が定める。 （次ページに続く）		使 用 区 分	使 用 料	入場料を徴収する場合	職 業	1時間につき	6,000	一 般 及 び 学 生	〃	1,250	小・中・高校生	〃	600			入場料を徴収しない場合	職 業	〃	1,050	一 般 及 び 学 生	〃	400	小・中・高校生	〃	150	練習に使用する場合	職 業	〃	750	一 般 及 び 学 生	〃	200	小・中・高校生	〃	100	ピッチング場のみ使用の場合		1面につき	100	使用区分	使用料	照明施設	1時間につき	2,000	拡声装置	1時間につき	200	スコアボード	1試合につき	400	使用区分	単位	使用料	物品販売店	1日につき	600	（続き） [丹原町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例] （使用料） 第10条 海洋センターを使用する者は、別表の使用料を納入しなければならない。 別表(第10条関係)<table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">使 用 料（ 2 時 間 以 内 ）</th></tr><tr><td>幼 児</td><td>100円</td><td>100円</td></tr><tr><td>小 ・ 中 学 生</td><td>200円</td><td>200円</td></tr><tr><td>高 校 生 ・ 一 般</td><td>300円</td><td>400円</td></tr></table> 備考 幼児とは小学校入学前の子供をいう。 （次ページに続く）				区 分	使 用 料（ 2 時 間 以 内 ）		幼 児	100円	100円	小 ・ 中 学 生	200円	200円	高 校 生 ・ 一 般	300円	400円	（続き） 区 分 単 位 使用料(円)<table><tr><td rowspan="13">有 料 公 園 施 設</td><td rowspan="3">庭球場</td><td rowspan="3">昼間(9時～19時)</td><td rowspan="3">1面</td><td>1時間につき(1時間以内は1時間とする。)</td><td>120</td></tr><tr><td>夜間</td><td>〃</td><td>19時～22時</td><td>1,200</td></tr><tr><td>早朝</td><td>〃</td><td>5時～8時30分</td><td>250</td></tr><tr><td rowspan="2">交 通 広 場</td><td rowspan="2">昼間(9時～12時)(13時～16時)</td><td rowspan="2">ゴーカート</td><td>1台30分につき</td><td>100</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="8">グラウンドゴルフ場</td><td rowspan="4">町 内</td><td rowspan="2">高校生以下の者</td><td>個人</td><td>1人1日につき</td><td>100</td></tr><tr><td>団体(15名以上)</td><td>〃</td><td>70</td></tr><tr><td rowspan="2">年間利用者</td><td>個人</td><td>1人1年間につき</td><td>5,000</td></tr><tr><td>団体(15名以上)</td><td>〃</td><td>150</td></tr><tr><td rowspan="4">町 外</td><td rowspan="2">高校生以下の者</td><td>個人</td><td>1人1日につき</td><td>150</td></tr><tr><td>団体(15名以上)</td><td>〃</td><td>120</td></tr><tr><td rowspan="2">年間利用者</td><td>個人</td><td>1人1年間につき</td><td>7,500</td></tr><tr><td>団体(15名以上)</td><td>〃</td><td>250</td></tr><tr><td rowspan="2">年間利用者</td><td>個人</td><td>1人1年間につき</td><td>15,000</td></tr><tr><td colspan="2">用具貸出料(クラブ・ボール)</td><td>1セットにつき</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="3">多 目 的 広 場 (石根ふれあい公園)</td><td rowspan="2">昼間(9時～19時)</td><td rowspan="2">全面(祝日・日曜のみ)</td><td>1時間につき(1時間以内は1時間とする。)</td><td>250</td></tr><tr><td>全面(平日)</td><td>無料</td></tr><tr><td>夜間</td><td>〃</td><td>19時～22時</td><td>2,890</td></tr></table> ①有料公園施設の昼間使用の場合及び早朝使用の場合は、夜間照明施設を使用することができない。 ②有料公園施設の使用料は、使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する時及び営利を目的として使用する場合は、使用料の倍額とする。 ③省略 （次ページに続く）				有 料 公 園 施 設	庭球場	昼間(9時～19時)	1面	1時間につき(1時間以内は1時間とする。)	120	夜間	〃	19時～22時	1,200	早朝	〃	5時～8時30分	250	交 通 広 場	昼間(9時～12時)(13時～16時)	ゴーカート	1台30分につき	100				グラウンドゴルフ場	町 内	高校生以下の者	個人	1人1日につき	100	団体(15名以上)	〃	70	年間利用者	個人	1人1年間につき	5,000	団体(15名以上)	〃	150	町 外	高校生以下の者	個人	1人1日につき	150	団体(15名以上)	〃	120	年間利用者	個人	1人1年間につき	7,500	団体(15名以上)	〃	250	年間利用者	個人	1人1年間につき	15,000	用具貸出料(クラブ・ボール)		1セットにつき	100	多 目 的 広 場 (石根ふれあい公園)	昼間(9時～19時)	全面(祝日・日曜のみ)	1時間につき(1時間以内は1時間とする。)	250	全面(平日)	無料	夜間	〃	19時～22時	2,890
		使 用 区 分	使 用 料																																																																																																																																																	
		入場料を徴収する場合	職 業		1時間につき	6,000																																																																																																																																														
			一 般 及 び 学 生	〃	1,250																																																																																																																																															
			小・中・高校生	〃	600																																																																																																																																															
		入場料を徴収しない場合	職 業	〃	1,050																																																																																																																																															
			一 般 及 び 学 生	〃	400																																																																																																																																															
			小・中・高校生	〃	150																																																																																																																																															
		練習に使用する場合	職 業	〃	750																																																																																																																																															
			一 般 及 び 学 生	〃	200																																																																																																																																															
小・中・高校生	〃		100																																																																																																																																																	
ピッチング場のみ使用の場合		1面につき	100																																																																																																																																																	
使用区分	使用料																																																																																																																																																			
照明施設	1時間につき	2,000																																																																																																																																																		
拡声装置	1時間につき	200																																																																																																																																																		
スコアボード	1試合につき	400																																																																																																																																																		
使用区分	単位	使用料																																																																																																																																																		
物品販売店	1日につき	600																																																																																																																																																		
区 分	使 用 料（ 2 時 間 以 内 ）																																																																																																																																																			
幼 児	100円	100円																																																																																																																																																		
小 ・ 中 学 生	200円	200円																																																																																																																																																		
高 校 生 ・ 一 般	300円	400円																																																																																																																																																		
有 料 公 園 施 設	庭球場	昼間(9時～19時)	1面	1時間につき(1時間以内は1時間とする。)	120																																																																																																																																															
				夜間	〃	19時～22時	1,200																																																																																																																																													
				早朝	〃	5時～8時30分	250																																																																																																																																													
	交 通 広 場	昼間(9時～12時)(13時～16時)	ゴーカート	1台30分につき	100																																																																																																																																															
	グラウンドゴルフ場	町 内	高校生以下の者	個人	1人1日につき	100																																																																																																																																														
				団体(15名以上)	〃	70																																																																																																																																														
			年間利用者	個人	1人1年間につき	5,000																																																																																																																																														
				団体(15名以上)	〃	150																																																																																																																																														
		町 外	高校生以下の者	個人	1人1日につき	150																																																																																																																																														
				団体(15名以上)	〃	120																																																																																																																																														
			年間利用者	個人	1人1年間につき	7,500																																																																																																																																														
				団体(15名以上)	〃	250																																																																																																																																														
年間利用者	個人	1人1年間につき	15,000																																																																																																																																																	
	用具貸出料(クラブ・ボール)		1セットにつき	100																																																																																																																																																
多 目 的 広 場 (石根ふれあい公園)	昼間(9時～19時)	全面(祝日・日曜のみ)	1時間につき(1時間以内は1時間とする。)	250																																																																																																																																																
			全面(平日)	無料																																																																																																																																																
	夜間	〃	19時～22時	2,890																																																																																																																																																

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目			使用料・手数料等の取扱い（その２）					細 項 目		使用料																																																																																																																																																	
事 務 事 業 名			社会体育施設の使用料					専 門 部 会 名		教育部会		分 科 会 名		社会体育分科会																																																																																																																																													
調 整 方 針																																																																																																																																																											
事 務 事 業 の 現 況															具体的な調整内容																																																																																																																																												
西 条 市			東 予 市			丹 原 町					小 松 町																																																																																																																																																
(続き) 【西条市体育館設置及び管理条例】 (使用料) 第4条 体育館の使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。) は、別表第１から別表第３までに定める使用料を前納しなければならない。 2 (省略) 「別表第１から別表第３まで」は、別紙に掲載。 【西条市陸上競技場設置及び管理条例】 (使用料) 第4条 競技場の使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。) は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 2 (省略) 別表第１ 競技場使用料(第4条関係(第3条第1項本文の場合)) <table><tr><th colspan="3">使 用 区 分</th><th>単 位</th><th>使 用 料</th></tr><tr><td rowspan="8">トラック・フィールド</td><td rowspan="4">アマチュアスポーツ</td><td>入場料を徴収しないとき(A)</td><td>1時 間 に つ き</td><td>1,500円</td></tr><tr><td></td><td>1日 に つ き</td><td>10,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">入場料を徴収するとき(B)</td><td>1時 間 に つ き</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>1日 に つ き</td><td>20,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">アマチュアスポーツ以外のもの</td><td>入場料を徴収しないとき(C)</td><td>1時 間 に つ き</td><td>3,000円</td></tr><tr><td></td><td>1日 に つ き</td><td>20,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">入場料を徴収するとき(D)</td><td>1時 間 に つ き</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>1日 に つ き</td><td>40,000円</td></tr><tr><td colspan="3">本部室・会議室1・会議室2</td><td>1室1時間につき</td><td>50円</td></tr><tr><td colspan="3"></td><td>1室1日に つ き</td><td>300円</td></tr></table> 備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 3 1日とは、9時から17時までとする。 4 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収するが、営利を目的としないものについては、使用区分を(C)とする。 5 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しないが、附随的に営利を得ることがある場合は、使用区分を(D)とする。 6 土曜日、日曜日及び国民の祝日(国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を含む。)を除く月曜日から金曜日までの使用料については上表料金に100分の80を乗じて得た額とする。 別表第２(第4条関係(第3条第1項ただし書の場合)) <table><tr><th colspan="3">使 用 区 分</th><th>単 位</th><th>使 用 料</th></tr><tr><td rowspan="4">ト ラ ッ ク</td><td rowspan="2">一般及び学生</td><td>普 通</td><td>1人1回</td><td>100円</td></tr><tr><td>回数券</td><td>11枚綴</td><td>1,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">高校生以下</td><td>普 通</td><td>1人1回</td><td>50円</td></tr><tr><td>回数券</td><td>11枚綴</td><td>500円</td></tr></table> (次ページに続く)			使 用 区 分			単 位	使 用 料	トラック・フィールド	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき(A)	1時 間 に つ き	1,500円		1日 に つ き			10,000円	入場料を徴収するとき(B)	1時 間 に つ き	3,000円	1日 に つ き	20,000円	アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき(C)	1時 間 に つ き	3,000円		1日 に つ き	20,000円	入場料を徴収するとき(D)	1時 間 に つ き	6,000円	1日 に つ き	40,000円	本部室・会議室1・会議室2			1室1時間につき	50円				1室1日に つ き	300円	使 用 区 分			単 位	使 用 料	ト ラ ッ ク	一般及び学生	普 通	1人1回	100円	回数券	11枚綴	1,000円	高校生以下	普 通	1人1回	50円	回数券	11枚綴	500円	(続き) 【東予市市民体育館設置及び管理条例】 (使用料) 第11条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。 2 (省略) 「別表」は、別紙に掲載。			(続き) 【丹原勤労者体育センターの管理運営に関する条例】 (使用料) 第5条 体育センターの使用は有料とし、別表に定める使用料を徴収するものとする。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">使用時間</th><th>9時から</th><th>12時から</th><th>17時から</th><th>9時から</th><th>9時から</th></tr><tr><th>12時まで</th><th>17時まで</th><th>22時まで</th><th>17時まで</th><th>22時まで</th></tr><tr><td rowspan="3">全面使用</td><td rowspan="2">団体で使用するとき</td><td></td><td>2,000円</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td><td>6,000円</td><td>10,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>部分使用</td><td>団体の競技場の2分の1以下を使用するとき</td><td>1,000円</td><td>1,500円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td><td>5,000円</td></tr><tr><td></td><td>個人で使用するとき</td><td colspan="5">1人2時間ごとに 100円</td></tr></table> 備考 団体とは10人以上のものをいう。					区 分		使用時間		9時から	12時から	17時から	9時から	9時から	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	全面使用	団体で使用するとき		2,000円	3,000円	4,000円	6,000円	10,000円							部分使用	団体の競技場の2分の1以下を使用するとき	1,000円	1,500円	2,000円	3,000円	5,000円		個人で使用するとき	1人2時間ごとに 100円					(続き) 【小松町体育館設置及び管理運営条例】 (使用料) 第5条 体育館の使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。) は、小松町使用料条例の定めるところによる使用料を前納しなければならない。 小松町使用料条例別表 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">財 産 の 名 称</th><th>使用単位</th><th>会場使用料</th><th>冷暖房使用料</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">体 育 センター施設</td><td colspan="2">大競技場(1F)</td><td>1時間につき</td><td>円 740</td><td></td><td>大競技場は団体(10人以上)使用の場合に限る。競技場半面使用の場合は、使用料も半額とする。</td></tr><tr><td rowspan="2">小競技場(2F)</td><td>小中学校児童及びこれに準ずる者</td><td>〃</td><td>90</td><td></td><td>団体使用以外とする。ただし、団体で使用する場合は、大競技場の1/4の額とする</td></tr><tr><td>その他一般</td><td>〃</td><td>180</td><td></td><td></td></tr></table> 備考 (1)使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的として使用する場合は、使用料の4倍の額とする。 【小松町武道館設置及び管理条例】 (使用料) 第5条 武道館の使用料は、小松町使用料条例の定めるところによる。 小松町使用料条例別表 <table><tr><th>区 分</th><th>財産の名称</th><th>使用単位</th><th>会場使用料</th><th>冷暖房使用料</th><th>備 考</th></tr><tr><td>武道館施設</td><td>武道場</td><td>1時間につき</td><td>円 740</td><td></td><td>武道場半面使用の場合は、使用料も半額とする。</td></tr></table> 備考(前掲)				区分	財 産 の 名 称		使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考	体 育 センター施設	大競技場(1F)		1時間につき	円 740		大競技場は団体(10人以上)使用の場合に限る。競技場半面使用の場合は、使用料も半額とする。	小競技場(2F)	小中学校児童及びこれに準ずる者	〃	90		団体使用以外とする。ただし、団体で使用する場合は、大競技場の1/4の額とする	その他一般	〃	180			区 分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考	武道館施設	武道場	1時間につき	円 740		武道場半面使用の場合は、使用料も半額とする。
			使 用 区 分			単 位	使 用 料																																																																																																																																																				
			トラック・フィールド	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき(A)	1時 間 に つ き	1,500円																																																																																																																																																				
						1日 に つ き	10,000円																																																																																																																																																				
					入場料を徴収するとき(B)	1時 間 に つ き	3,000円																																																																																																																																																				
						1日 に つ き	20,000円																																																																																																																																																				
				アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき(C)	1時 間 に つ き	3,000円																																																																																																																																																				
						1日 に つ き	20,000円																																																																																																																																																				
					入場料を徴収するとき(D)	1時 間 に つ き	6,000円																																																																																																																																																				
						1日 に つ き	40,000円																																																																																																																																																				
本部室・会議室1・会議室2			1室1時間につき	50円																																																																																																																																																							
			1室1日に つ き	300円																																																																																																																																																							
使 用 区 分			単 位	使 用 料																																																																																																																																																							
ト ラ ッ ク	一般及び学生	普 通	1人1回	100円																																																																																																																																																							
		回数券	11枚綴	1,000円																																																																																																																																																							
	高校生以下	普 通	1人1回	50円																																																																																																																																																							
		回数券	11枚綴	500円																																																																																																																																																							
区 分		使用時間		9時から	12時から	17時から	9時から	9時から																																																																																																																																																			
		12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで																																																																																																																																																					
全面使用	団体で使用するとき		2,000円	3,000円	4,000円	6,000円	10,000円																																																																																																																																																				
	部分使用	団体の競技場の2分の1以下を使用するとき	1,000円	1,500円	2,000円	3,000円	5,000円																																																																																																																																																				
	個人で使用するとき	1人2時間ごとに 100円																																																																																																																																																									
区分	財 産 の 名 称		使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考																																																																																																																																																					
体 育 センター施設	大競技場(1F)		1時間につき	円 740		大競技場は団体(10人以上)使用の場合に限る。競技場半面使用の場合は、使用料も半額とする。																																																																																																																																																					
	小競技場(2F)	小中学校児童及びこれに準ずる者	〃	90		団体使用以外とする。ただし、団体で使用する場合は、大競技場の1/4の額とする																																																																																																																																																					
		その他一般	〃	180																																																																																																																																																							
区 分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考																																																																																																																																																						
武道館施設	武道場	1時間につき	円 740		武道場半面使用の場合は、使用料も半額とする。																																																																																																																																																						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目		使用料																												
事 務 事 業 名		社会体育施設の使用料		専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	社会体育分科会																										
調 整 方 針																																		
事 務 事 業 の 現 況								具体的な調整内容																										
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町																												
(続き) 別表第 3（設備・備品使用の場合） <table><tr><td>使 用 区 分</td><td>単 位</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>写 真 判 定 装 置</td><td>1 式 1 日 に つ き</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>放 送 設 備</td><td>1 式 1 日 に つ き</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>シ ャ ワ ー</td><td>1 回 に つ き</td><td>100円</td></tr></table> 別表第 4（物品販売店設置の場合） <table><tr><td>使 用 区 分</td><td>単 位</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>物 品 販 売 店</td><td>1 店 1 日 に つ き</td><td>2,000円</td></tr></table> 備考 1 物品販売面積は、1店につき20平方メートル以下とする。 2 移動物品販売については、別に市長が定める。（次ページに続く） 別表第 5（冷房・暖房設備使用の場合） <table><tr><td colspan="2">使 用 区 分</td><td>単 位</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>本 部 室</td><td rowspan="3">冷 ・ 暖 房</td><td>1 室</td><td rowspan="3">30円</td></tr><tr><td>会 議 室 一</td></tr><tr><td>会 議 室 二</td></tr></table>		使 用 区 分	単 位	使 用 料	写 真 判 定 装 置	1 式 1 日 に つ き	2,000円	放 送 設 備	1 式 1 日 に つ き	1,000円	シ ャ ワ ー	1 回 に つ き	100円	使 用 区 分	単 位	使 用 料	物 品 販 売 店	1 店 1 日 に つ き	2,000円	使 用 区 分		単 位	使 用 料	本 部 室	冷 ・ 暖 房	1 室	30円	会 議 室 一	会 議 室 二					
使 用 区 分	単 位	使 用 料																																
写 真 判 定 装 置	1 式 1 日 に つ き	2,000円																																
放 送 設 備	1 式 1 日 に つ き	1,000円																																
シ ャ ワ ー	1 回 に つ き	100円																																
使 用 区 分	単 位	使 用 料																																
物 品 販 売 店	1 店 1 日 に つ き	2,000円																																
使 用 区 分		単 位	使 用 料																															
本 部 室	冷 ・ 暖 房	1 室	30円																															
会 議 室 一																																		
会 議 室 二																																		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）					細 項 目		使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
事 務 事 業 名		社会体育施設の使用料（別紙）					専 門 部 会 名		教育部会		分 科 会 名		社会体育分科会																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
調 整 方 針																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
事 務 事 業 の 現 況							具体的な調整内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
西 条 市							東 予 市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
【西条市体育館設置及び管理条例】 別表第１（第4条関係（総合体育館使用料）） １ 第3条第1項本文の場合 （単位 円） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">使用区分</th><th colspan="2">基準時間</th><th rowspan="2">9 時～12 時</th><th rowspan="2">12 時～17 時</th><th rowspan="2">17 時～22 時</th><th rowspan="2">超過時間 1 時間につき</th><th colspan="2">1 時間につき</th></tr><tr><th>～17 時</th><th>17 時～</th></tr><tr><td rowspan="4">主 競 技 場</td><td rowspan="2">ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ</td><td colspan="2">入場料を徴収しないとき (A)</td><td>2, 600</td><td>4, 400</td><td>5, 700</td><td>――</td><td>1, 050</td><td>1, 350</td></tr><tr><td colspan="2">入場料を徴収するとき (B)</td><td>7, 800</td><td>13, 200</td><td>17, 100</td><td>3, 400</td><td>――</td><td>――</td></tr><tr><td rowspan="2">アマチュアスポ ーツ以外のもの</td><td colspan="2">入場料を徴収しないとき (C)</td><td>21, 200</td><td>35, 300</td><td>52, 900</td><td>――</td><td>8, 100</td><td>12, 000</td></tr><tr><td colspan="2">営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)</td><td>42, 400</td><td>70, 600</td><td>105, 900</td><td>21, 100</td><td>――</td><td>――</td></tr><tr><td rowspan="4">第 二 格 技 室</td><td rowspan="2">ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ</td><td colspan="2">入場料を徴収しないとき (A)</td><td>400</td><td>800</td><td>1, 000</td><td>200</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">入場料を徴収するとき (B)</td><td>1, 600</td><td>3, 200</td><td>4, 000</td><td>800</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">アマチュアスポ ーツ以外のもの</td><td colspan="2">入場料を徴収しないとき (C)</td><td>3, 800</td><td>6, 400</td><td>8, 300</td><td>1, 600</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)</td><td>7, 600</td><td>12, 800</td><td>16, 600</td><td>3, 300</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">兼 卓 球 室</td><td rowspan="2">ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ</td><td colspan="2">入場料を徴収しないとき (A)</td><td>300</td><td>400</td><td>600</td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">入場料を徴収するとき (B)</td><td>600</td><td>800</td><td>1, 200</td><td>200</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">アマチュアスポ ーツ以外のもの</td><td colspan="2">入場料を徴収しないとき (C)</td><td>1, 100</td><td>1, 900</td><td>2, 400</td><td>400</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)</td><td>2, 200</td><td>3, 800</td><td>4, 800</td><td>900</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">弓 道 場 兼 アリー 室</td><td rowspan="2">ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ</td><td colspan="2">入場料を徴収しないとき (A)</td><td>200</td><td>300</td><td>400</td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">入場料を徴収するとき (B)</td><td>400</td><td>600</td><td>800</td><td>200</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">小 会 議 室</td><td rowspan="2">会 議 等</td><td colspan="2">入場料を徴収しないとき (A)</td><td>200</td><td>300</td><td>400</td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">入場料を徴収するとき (B)</td><td>400</td><td>600</td><td>800</td><td>200</td><td></td><td></td></tr></table>							使用区分		基準時間		9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～22 時	超過時間 1 時間につき	1 時間につき		～17 時	17 時～	主 競 技 場	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ	入場料を徴収しないとき (A)		2, 600	4, 400	5, 700	――	1, 050	1, 350	入場料を徴収するとき (B)		7, 800	13, 200	17, 100	3, 400	――	――	アマチュアスポ ーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (C)		21, 200	35, 300	52, 900	――	8, 100	12, 000	営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)		42, 400	70, 600	105, 900	21, 100	――	――	第 二 格 技 室	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ	入場料を徴収しないとき (A)		400	800	1, 000	200			入場料を徴収するとき (B)		1, 600	3, 200	4, 000	800			アマチュアスポ ーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (C)		3, 800	6, 400	8, 300	1, 600			営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)		7, 600	12, 800	16, 600	3, 300			兼 卓 球 室	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ	入場料を徴収しないとき (A)		300	400	600	100			入場料を徴収するとき (B)		600	800	1, 200	200			アマチュアスポ ーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (C)		1, 100	1, 900	2, 400	400			営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)		2, 200	3, 800	4, 800	900			弓 道 場 兼 アリー 室	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ	入場料を徴収しないとき (A)		200	300	400	100			入場料を徴収するとき (B)		400	600	800	200			小 会 議 室	会 議 等	入場料を徴収しないとき (A)		200	300	400	100			入場料を徴収するとき (B)		400	600	800	200			【東予市市民体育館設置及び管理条例】 別表（第11条関係） 体育施設使用料 <table><tr><th colspan="6">使 用 時 間</th><th>午 前 (9 時 ～12 時)</th><th>午 後 (13 時 ～17 時)</th><th>夜 間 (18 時 ～22 時)</th><th>全 日 (9 時 ～22 時)</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="8">主 競 技 場</td><td rowspan="8">全 面 使 用 の 場 合</td><td rowspan="4">アマチュアスポ ーツに使用する 場合</td><td rowspan="2">入 場 料 を 徴 収 しない場合</td><td>一般・学生</td><td>競技場</td><td>円 3, 000</td><td>円 4, 000</td><td>円 5, 000</td><td>円 10, 000</td><td rowspan="4">個人使用の場合 の料金 一般・学生1回 150円 中学生以下1回 100円</td></tr><tr><td>中学生以下</td><td>競技場</td><td>1, 500</td><td>2, 500</td><td>3, 000</td><td>6, 000</td></tr><tr><td rowspan="2">入 場 料 を 徴 収 する場合</td><td>一般・学生</td><td>競技場</td><td>9, 000</td><td>12, 000</td><td>15, 000</td><td>30, 000</td></tr><tr><td>中学生以下</td><td>競技場</td><td>6, 000</td><td>8, 000</td><td>10, 000</td><td>20, 000</td></tr><tr><td rowspan="2">アマチュアスポ ーツ以外に使用 する場合</td><td colspan="2">入場料を徴収しない場合</td><td>競技場</td><td>10, 000</td><td>20, 000</td><td>30, 000</td><td>55, 000</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">入場料を徴収する場合</td><td>競技場</td><td>20, 000</td><td>40, 000</td><td>60, 000</td><td>110, 000</td></tr><tr><td colspan="6">競技場の2分の1未満の部分を使用する場合</td><td colspan="4">全面使用料の2分の1に相当する額</td><td></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="4">卓 球 場 又 は 格 技 場</td><td colspan="3" rowspan="4">個 人 使 用 の 場 合</td><td>一般・学生</td><td>円 150</td><td>円 150</td><td>円 150</td><td rowspan="4">団体使用の場合 の料金 主競技場の使用 料金の2分の1の 額</td></tr><tr><td>中学生以下</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td>一般・学生</td><td colspan="3">回数券(11枚綴) 1, 500円</td></tr><tr><td>中学生以下</td><td colspan="3">回数券(11枚綴) 1, 000円</td></tr><tr><td rowspan="3">ト レ ー ニ ン グ 室</td><td colspan="5">一 般 ・ 学 生</td><td>円 150</td><td>円 150</td><td>円 150</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td colspan="5">中 学 生 以 下</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td colspan="5">定 期 使 用 の 場 合 (一 般 ・ 学 生 に 限 る 。)</td><td colspan="3">1 か月 1, 500円</td></tr><tr><td colspan="6">会 議 室</td><td colspan="4">1室につき1時間当たり200円</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">放 送 設 備</td><td>円 1, 000</td><td>円 1, 000</td><td>円 1, 000</td><td>円 3, 000</td><td>入 場 料 を 徴 収 す る 場 合 は そ れ ぞ れ 2 倍 の 額</td></tr></table>							使 用 時 間						午 前 (9 時 ～12 時)	午 後 (13 時 ～17 時)	夜 間 (18 時 ～22 時)	全 日 (9 時 ～22 時)	備 考	主 競 技 場	全 面 使 用 の 場 合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	入 場 料 を 徴 収 しない場合	一般・学生	競技場	円 3, 000	円 4, 000	円 5, 000	円 10, 000	個人使用の場合 の料金 一般・学生1回 150円 中学生以下1回 100円	中学生以下	競技場	1, 500	2, 500	3, 000	6, 000	入 場 料 を 徴 収 する場合	一般・学生	競技場	9, 000	12, 000	15, 000	30, 000	中学生以下	競技場	6, 000	8, 000	10, 000	20, 000	アマチュアスポ ーツ以外に使用 する場合	入場料を徴収しない場合		競技場	10, 000	20, 000	30, 000	55, 000		入場料を徴収する場合		競技場	20, 000	40, 000	60, 000	110, 000	競技場の2分の1未満の部分を使用する場合						全面使用料の2分の1に相当する額					卓 球 場 又 は 格 技 場		個 人 使 用 の 場 合			一般・学生	円 150	円 150	円 150	団体使用の場合 の料金 主競技場の使用 料金の2分の1の 額	中学生以下	100	100	100	一般・学生	回数券(11枚綴) 1, 500円			中学生以下	回数券(11枚綴) 1, 000円			ト レ ー ニ ン グ 室	一 般 ・ 学 生					円 150	円 150	円 150		中 学 生 以 下					100	100	100	定 期 使 用 の 場 合 (一 般 ・ 学 生 に 限 る 。)					1 か月 1, 500円			会 議 室						1室につき1時間当たり200円					放 送 設 備						円 1, 000	円 1, 000	円 1, 000	円 3, 000	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合 は そ れ ぞ れ 2 倍 の 額	注 １ 第14条に規定する特別の器具等を使用する場合は、その必要な経費を加算する。 ２ 使用料に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。						
使用区分		基準時間		9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～22 時			超過時間 1 時間につき	1 時間につき																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		～17 時	17 時～																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
主 競 技 場	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ	入場料を徴収しないとき (A)		2, 600	4, 400	5, 700	――	1, 050	1, 350																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		入場料を徴収するとき (B)		7, 800	13, 200	17, 100	3, 400	――	――																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	アマチュアスポ ーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (C)		21, 200	35, 300	52, 900	――	8, 100	12, 000																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)		42, 400	70, 600	105, 900	21, 100	――	――																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第 二 格 技 室	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ	入場料を徴収しないとき (A)		400	800	1, 000	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		入場料を徴収するとき (B)		1, 600	3, 200	4, 000	800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	アマチュアスポ ーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (C)		3, 800	6, 400	8, 300	1, 600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)		7, 600	12, 800	16, 600	3, 300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
兼 卓 球 室	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ	入場料を徴収しないとき (A)		300	400	600	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		入場料を徴収するとき (B)		600	800	1, 200	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	アマチュアスポ ーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (C)		1, 100	1, 900	2, 400	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)		2, 200	3, 800	4, 800	900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
弓 道 場 兼 アリー 室	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ	入場料を徴収しないとき (A)		200	300	400	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		入場料を徴収するとき (B)		400	600	800	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小 会 議 室	会 議 等	入場料を徴収しないとき (A)		200	300	400	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		入場料を徴収するとき (B)		400	600	800	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
使 用 時 間						午 前 (9 時 ～12 時)	午 後 (13 時 ～17 時)	夜 間 (18 時 ～22 時)	全 日 (9 時 ～22 時)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
主 競 技 場	全 面 使 用 の 場 合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	入 場 料 を 徴 収 しない場合	一般・学生	競技場	円 3, 000	円 4, 000	円 5, 000	円 10, 000	個人使用の場合 の料金 一般・学生1回 150円 中学生以下1回 100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
				中学生以下	競技場	1, 500	2, 500	3, 000	6, 000																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			入 場 料 を 徴 収 する場合	一般・学生	競技場	9, 000	12, 000	15, 000	30, 000																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				中学生以下	競技場	6, 000	8, 000	10, 000	20, 000																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		アマチュアスポ ーツ以外に使用 する場合	入場料を徴収しない場合		競技場	10, 000	20, 000	30, 000	55, 000																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			入場料を徴収する場合		競技場	20, 000	40, 000	60, 000	110, 000																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		競技場の2分の1未満の部分を使用する場合						全面使用料の2分の1に相当する額																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		卓 球 場 又 は 格 技 場		個 人 使 用 の 場 合			一般・学生	円 150	円 150	円 150	団体使用の場合 の料金 主競技場の使用 料金の2分の1の 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
中学生以下	100						100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
一般・学生	回数券(11枚綴) 1, 500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
中学生以下	回数券(11枚綴) 1, 000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ト レ ー ニ ン グ 室	一 般 ・ 学 生					円 150	円 150	円 150																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	中 学 生 以 下					100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	定 期 使 用 の 場 合 (一 般 ・ 学 生 に 限 る 。)					1 か月 1, 500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
会 議 室						1室につき1時間当たり200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
放 送 設 備						円 1, 000	円 1, 000	円 1, 000	円 3, 000	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合 は そ れ ぞ れ 2 倍 の 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2 第3条第1項ただし書の場合 （単位 円） <table><tr><th colspan="2">使 用 区 分</th><th>使 用 料</th></tr><tr><td rowspan="2">ト レ ー ニ ン グ 室</td><td rowspan="2">一般及び学生</td><td>普通</td><td>1 人 1 回 100</td></tr><tr><td>回数券</td><td>1 1 枚綴 1, 000</td></tr><tr><td>第 一 格 技 室</td><td rowspan="2">一般及び学生</td><td></td><td>1 人 1 回 100</td></tr><tr><td>第 二 格 技 室</td></tr><tr><td>弓 道 場</td><td rowspan="2">中学生以下</td><td></td><td>1 人 1 回 50</td></tr><tr><td>大 会 議 室 兼 卓 球 室</td></tr></table>							使 用 区 分		使 用 料	ト レ ー ニ ン グ 室	一般及び学生	普通	1 人 1 回 100	回数券	1 1 枚綴 1, 000	第 一 格 技 室	一般及び学生		1 人 1 回 100	第 二 格 技 室	弓 道 場	中学生以下		1 人 1 回 50	大 会 議 室 兼 卓 球 室																																																																																																																																																																																																																																																																																														
使 用 区 分		使 用 料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ト レ ー ニ ン グ 室	一般及び学生	普通	1 人 1 回 100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		回数券	1 1 枚綴 1, 000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第 一 格 技 室	一般及び学生		1 人 1 回 100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第 二 格 技 室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
弓 道 場	中学生以下		1 人 1 回 50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
大 会 議 室 兼 卓 球 室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
（次ページに続く）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目		使用料		
事 務 事 業 名		社会体育施設の使用料(別紙)		専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	社会体育分科会
調 整 方 針								
事 務 事 業 の 現 況							具体的な調整内容	
西 条 市				東 予 市				
(続き) 3 設備備品使用の場合				(単位 円)				
設 備 ・ 備 品 名	単 位	アマチュアスポーツで入場料を徴収しないとき		アマチュアスポーツで入場料を徴収するとき及びアマチュアスポーツ以外のもの				
ボ ー ダ ー ラ イ ト	1 式 1 回 に つ き	370		750				
シ ー リ ン グ ラ イ ト	同	370		750				
ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	同	220		450				
サイドスポットライト	同	370		750				
サスペンションライト	同	220		450				
アンプ（マイク3本付）	1 台 1 回 に つ き	1,120		2,250				
ワイヤレスマイク	1 本 1 回 に つ き	150		300				
レコードプレーヤー	1 台 1 回 に つ き	220		450				
テープレコーダー	同	220		450				
ピアノ	同	1,500		3,000				
い す （ 3 人 掛 ）	1 脚 1 日 に つ き	20		30				
い す （ 1 人 掛 ）	同	10		15				
机	同	20		40				
シャワー	1 回 に つ き	100		100				
備考 1 1回とは、開会から閉会まで又は開演から終演までとする。 2 ピアノの使用料には、調律料を含まない。								
4 物品販売店設置の場合				(単位 円)				
使 用 区 分	単 位	館 内	館 外					
物 品 販 売 店	1 店 1 日 に つ き	600		300				
備考 1 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以内とする。 2 移動物品販売については、別に市長が定める。								
5 部分使用の場合								
使用区分		使用料						
床面の3分の1以下を使用する場合		全面使用について定められた使用区分の使用料の額の3分の1に相当する額						
床面の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合		全面使用について定められた使用区分の使用料の額の2分の1に相当する額						
床面の2分の1を超え3分の2以下を使用する場合		全面使用について定められた使用区分の使用料の額の3分の2に相当する額						
6 冷房・暖房設備使用の場合				(単位 円)				
冷 房 ・ 暖 房 使 用 区 分		アマチュアスポーツ		アマチュアスポーツ以外のもの				
主 競 技 場	冷 房	1 階 主 競 技 場		1時間につき	2,000	1時間につき	4,000	
		2 階 観 覧 席		〃	6,000	〃	12,000	
		1 階、2 階 同 時 使 用		〃	8,000	〃	16,000	
	暖 房	1 階 主 競 技 場		〃	1,900	〃	3,800	
		2 階 観 覧 席		〃	5,000	〃	10,000	
		1 階、2 階 同 時 使 用		〃	6,900	〃	13,800	
大会議室兼卓球室	冷 房		〃	350	〃	700		
	暖 房		〃	500	〃	1,000		
小 会 議 室	冷 房		〃	50	〃	100		
	暖 房		〃	100	〃	200		
(次ページに続く)								

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目		使用料																						
事 務 事 業 名		社会体育施設の使用料（別紙）		専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	社会体育分科会																				
調 整 方 針																												
事 務 事 業 の 現 況							具体的な調整内容																					
西 条 市				東 予 市																								
（続き） 別表第２（第4条関係（ひうち体育館使用料）） 1 第3条第1項本文の場合 (単位 円) <table><tr><td>使 用 区 分</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>主 競 技 場</td><td>1時間につき 400</td></tr><tr><td>会 議 室 ・ 研 修 室 1 ・ 研 修 室 2</td><td>1室1時間につき 200</td></tr><tr><td>和 室 1 ・ 和 室 2 ・ ク ラ ブ 室</td><td>1室1時間につき 150</td></tr></table> 備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 3 冷暖房設備を使用するときは、使用料金の3割を加算する。 2 第3条第1項ただし書の場合 (単位 円) <table><tr><td>使 用 区 分</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td rowspan="2">ト レ ニ ン グ 室</td><td>中 高 年 齢 者 1人1回につき 50</td></tr><tr><td>一 般 1人1回につき 100</td></tr><tr><td>和 室 1 ・ 和 室 2</td><td>囲 碁 ・ 将 棋 1組1回につき 50</td></tr></table> 備考 1 中高年齢者とは、45歳以上65歳未満の労働者をいう。 2 1回とは、入館から退館までをいう。 3 部分使用の場合 (単位 円) <table><tr><td>使 用 区 分</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td rowspan="3">主 競 技 場</td><td>バ ド ミ ン ト ン 1 面 1時間につき 200</td></tr><tr><td>卓 球 2 面 ま で 〃 200</td></tr><tr><td>鉄 棒 〃 200</td></tr></table>				使 用 区 分	使 用 料	主 競 技 場	1時間につき 400	会 議 室 ・ 研 修 室 1 ・ 研 修 室 2	1室1時間につき 200	和 室 1 ・ 和 室 2 ・ ク ラ ブ 室	1室1時間につき 150	使 用 区 分	使 用 料	ト レ ニ ン グ 室	中 高 年 齢 者 1人1回につき 50	一 般 1人1回につき 100	和 室 1 ・ 和 室 2	囲 碁 ・ 将 棋 1組1回につき 50	使 用 区 分	使 用 料	主 競 技 場	バ ド ミ ン ト ン 1 面 1時間につき 200	卓 球 2 面 ま で 〃 200	鉄 棒 〃 200				
使 用 区 分	使 用 料																											
主 競 技 場	1時間につき 400																											
会 議 室 ・ 研 修 室 1 ・ 研 修 室 2	1室1時間につき 200																											
和 室 1 ・ 和 室 2 ・ ク ラ ブ 室	1室1時間につき 150																											
使 用 区 分	使 用 料																											
ト レ ニ ン グ 室	中 高 年 齢 者 1人1回につき 50																											
	一 般 1人1回につき 100																											
和 室 1 ・ 和 室 2	囲 碁 ・ 将 棋 1組1回につき 50																											
使 用 区 分	使 用 料																											
主 競 技 場	バ ド ミ ン ト ン 1 面 1時間につき 200																											
	卓 球 2 面 ま で 〃 200																											
	鉄 棒 〃 200																											
別表第３（第4条関係（西部体育館使用料）） 1 第3条第1項本文の場合 (単位 円) <table><tr><td>使 用 区 分</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>主 競 技 場</td><td>1時間につき 400</td></tr><tr><td>第 一 格 技 室 ・ 第 二 格 技 室</td><td>1室1時間につき 100</td></tr></table> 備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 2 第3条第1項ただし書の場合 (単位 円) <table><tr><td>使 用 区 分</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>第 一 格 技 室 ・ 第 二 格 技 室</td><td>1人1回につき 50</td></tr></table> 備考 1 1回とは、入館から退館までをいう。 3 部分使用の場合 (単位 円) <table><tr><td>使 用 区 分</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>主 競 技 場</td><td>2 分 の 1 面 以 下 1時間につき 200</td></tr></table>				使 用 区 分	使 用 料	主 競 技 場	1時間につき 400	第 一 格 技 室 ・ 第 二 格 技 室	1室1時間につき 100	使 用 区 分	使 用 料	第 一 格 技 室 ・ 第 二 格 技 室	1人1回につき 50	使 用 区 分	使 用 料	主 競 技 場	2 分 の 1 面 以 下 1時間につき 200											
使 用 区 分	使 用 料																											
主 競 技 場	1時間につき 400																											
第 一 格 技 室 ・ 第 二 格 技 室	1室1時間につき 100																											
使 用 区 分	使 用 料																											
第 一 格 技 室 ・ 第 二 格 技 室	1人1回につき 50																											
使 用 区 分	使 用 料																											
主 競 技 場	2 分 の 1 面 以 下 1時間につき 200																											

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目		使用料																																																																																																																																																																										
事 務 事 業 名		文化会館の使用料			専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	文化会館分科会																																																																																																																																																																								
調 整 方 針		文化会館の使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																																																																																																																															
事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容																																																																																																																																																																												
西 条 市		東 予 市		丹 原 町					小 松 町																																																																																																																																																																								
【西条市総合文化会館設置及び管理条例】 (使用料) 第5条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第１に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納することができる。 2 (省略) (喫茶室の使用) 第14条 市長は、喫茶室について、1年以内の期間に限り、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき、使用を許可することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、同一人に対し、引き続き使用を許可することができる。 2 前項の規定により喫茶室の使用の許可を受けた者は、別表第２に定める使用料を納付しなければならない。 3 (省略) 別表第１(第５条関係) (１)ホール等基本使用料		該当なし		【丹原町文化会館の設置及び管理に関する条例】 (使用料) 第7条 文化会館を使用しようとする者は、別表及び町長が別に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。 別表(第7条関係) 文化会館施設使用料		該当なし		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																																																																																																																									
<table><tr><th>使用時間</th><th>9時～</th><th>13時～</th><th>18時～</th><th>9時～</th><th>13時～</th><th>9時～</th></tr><tr><th>施設の名称</th><th>12時</th><th>17時</th><th>22時</th><th>17時</th><th>22時</th><th>22時</th></tr><tr><td>大 ホ ー ル</td><td>14,000円</td><td>19,000円</td><td>22,000円</td><td>28,000円</td><td>41,000円</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>大 ホ ー ル (1 階 の み)</td><td>11,000円</td><td>15,000円</td><td>18,000円</td><td>22,000円</td><td>33,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>小 ホ ー ル</td><td>6,000円</td><td>8,000円</td><td>9,000円</td><td>12,000円</td><td>17,000円</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>楽 屋 1 (和 室)</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,500円</td><td>1,800円</td><td>2,700円</td><td>3,200円</td></tr><tr><td>楽 屋 2 (大)</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,500円</td><td>1,800円</td><td>2,700円</td><td>3,200円</td></tr><tr><td>楽 屋 3 (大)</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,500円</td><td>1,800円</td><td>2,700円</td><td>3,200円</td></tr><tr><td>楽 屋 4 (小)</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>600円</td><td>900円</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>楽 屋 事 務 室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>600円</td><td>900円</td><td>1,100円</td></tr></table>		使用時間	9時～	13時～	18時～	9時～	13時～			9時～	施設の名称	12時	17時	22時	17時	22時	22時	大 ホ ー ル	14,000円	19,000円	22,000円	28,000円	41,000円	50,000円	大 ホ ー ル (1 階 の み)	11,000円	15,000円	18,000円	22,000円	33,000円	40,000円	小 ホ ー ル	6,000円	8,000円	9,000円	12,000円	17,000円	20,000円	楽 屋 1 (和 室)	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円	楽 屋 2 (大)	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円	楽 屋 3 (大)	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円	楽 屋 4 (小)	300円	400円	500円	600円	900円	1,100円	楽 屋 事 務 室	300円	400円	500円	600円	900円	1,100円			<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">部 屋 名</th><th colspan="5">基 本 料 金 (円)</th></tr><tr><th>午 前 9時～ 12時</th><th>午 後 13時～ 17時</th><th>昼 間 9時～ 17時</th><th>夜 間 18時～ 22時</th><th>全 日 9時～ 22時</th></tr><tr><td rowspan="9">一</td><td>ホ ー ル</td><td>11,000</td><td>15,000</td><td>22,000</td><td>18,000</td><td>40,000</td></tr><tr><td>舞台のみ(ホール)</td><td>3,300</td><td>4,500</td><td>6,600</td><td>5,400</td><td>12,000</td></tr><tr><td>小 ホ ー ル</td><td>5,500</td><td>7,500</td><td>11,000</td><td>9,000</td><td>20,000</td></tr><tr><td>練 習 室 1</td><td>1,000</td><td>1,500</td><td>2,500</td><td>2,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td>練 習 室 2</td><td>1,000</td><td>1,500</td><td>2,500</td><td>2,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td>楽 屋 1</td><td>500</td><td>800</td><td>1,200</td><td>1,000</td><td>2,000</td></tr><tr><td>楽 屋 2</td><td>500</td><td>800</td><td>1,200</td><td>1,000</td><td>2,000</td></tr><tr><td>楽 屋 3</td><td>500</td><td>800</td><td>1,200</td><td>1,000</td><td>2,000</td></tr><tr><td>楽 屋 4</td><td>500</td><td>800</td><td>1,200</td><td>1,000</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">階</td><td>ロ ビ ー</td><td>1,000</td><td>1,500</td><td>2,500</td><td>2,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td>二</td><td>回 廊 ギ ャ ラ リ ー</td><td>500</td><td>800</td><td>1,500</td><td>1,000</td><td>2,500</td></tr><tr><td>会 議 室 1</td><td>1,500</td><td>2,000</td><td>3,000</td><td>2,500</td><td>5,000</td></tr><tr><td>会 議 室 2</td><td>1,500</td><td>2,000</td><td>3,000</td><td>2,500</td><td>5,000</td></tr><tr><td rowspan="2">階</td><td>会 議 室 3</td><td>1,500</td><td>2,000</td><td>3,000</td><td>2,500</td><td>5,000</td></tr></table>		区 分	部 屋 名	基 本 料 金 (円)					午 前 9時～ 12時	午 後 13時～ 17時	昼 間 9時～ 17時	夜 間 18時～ 22時	全 日 9時～ 22時	一	ホ ー ル	11,000	15,000	22,000	18,000	40,000	舞台のみ(ホール)	3,300	4,500	6,600	5,400	12,000	小 ホ ー ル	5,500	7,500	11,000	9,000	20,000	練 習 室 1	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000	練 習 室 2	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000	楽 屋 1	500	800	1,200	1,000	2,000	楽 屋 2	500	800	1,200	1,000	2,000	楽 屋 3	500	800	1,200	1,000	2,000	楽 屋 4	500	800	1,200	1,000	2,000	階	ロ ビ ー	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000	二	回 廊 ギ ャ ラ リ ー	500	800	1,500	1,000	2,500	会 議 室 1	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000	会 議 室 2	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000	階	会 議 室 3	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000
使用時間	9時～	13時～	18時～	9時～	13時～	9時～																																																																																																																																																																											
施設の名称	12時	17時	22時	17時	22時	22時																																																																																																																																																																											
大 ホ ー ル	14,000円	19,000円	22,000円	28,000円	41,000円	50,000円																																																																																																																																																																											
大 ホ ー ル (1 階 の み)	11,000円	15,000円	18,000円	22,000円	33,000円	40,000円																																																																																																																																																																											
小 ホ ー ル	6,000円	8,000円	9,000円	12,000円	17,000円	20,000円																																																																																																																																																																											
楽 屋 1 (和 室)	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円																																																																																																																																																																											
楽 屋 2 (大)	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円																																																																																																																																																																											
楽 屋 3 (大)	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円																																																																																																																																																																											
楽 屋 4 (小)	300円	400円	500円	600円	900円	1,100円																																																																																																																																																																											
楽 屋 事 務 室	300円	400円	500円	600円	900円	1,100円																																																																																																																																																																											
区 分	部 屋 名	基 本 料 金 (円)																																																																																																																																																																															
		午 前 9時～ 12時	午 後 13時～ 17時	昼 間 9時～ 17時	夜 間 18時～ 22時	全 日 9時～ 22時																																																																																																																																																																											
一	ホ ー ル	11,000	15,000	22,000	18,000	40,000																																																																																																																																																																											
	舞台のみ(ホール)	3,300	4,500	6,600	5,400	12,000																																																																																																																																																																											
	小 ホ ー ル	5,500	7,500	11,000	9,000	20,000																																																																																																																																																																											
	練 習 室 1	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000																																																																																																																																																																											
	練 習 室 2	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000																																																																																																																																																																											
	楽 屋 1	500	800	1,200	1,000	2,000																																																																																																																																																																											
	楽 屋 2	500	800	1,200	1,000	2,000																																																																																																																																																																											
	楽 屋 3	500	800	1,200	1,000	2,000																																																																																																																																																																											
	楽 屋 4	500	800	1,200	1,000	2,000																																																																																																																																																																											
階	ロ ビ ー	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000																																																																																																																																																																											
	二	回 廊 ギ ャ ラ リ ー	500	800	1,500	1,000	2,500																																																																																																																																																																										
	会 議 室 1	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000																																																																																																																																																																											
	会 議 室 2	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000																																																																																																																																																																											
階	会 議 室 3	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000																																																																																																																																																																											
	(2) リハーサル室等基本使用料				備考																																																																																																																																																																												
<table><tr><th>使用時間</th><th colspan="2">9 時 ～ 22 時</th></tr><tr><th>施設の名称</th><th>1時間につき</th><th></th></tr><tr><td>リ ハ ー サ ル 室</td><td></td><td>900円</td></tr><tr><td>練 習 室 1 (大)</td><td>同</td><td>200円</td></tr><tr><td>練 習 室 2 (小)</td><td>同</td><td>100円</td></tr><tr><td>練 習 室 3 (大)</td><td>同</td><td>200円</td></tr><tr><td>特 別 会 議 室</td><td>同</td><td>1,500円</td></tr></table>		使用時間	9 時 ～ 22 時		施設の名称	1時間につき		リ ハ ー サ ル 室		900円	練 習 室 1 (大)	同	200円	練 習 室 2 (小)	同	100円	練 習 室 3 (大)	同	200円	特 別 会 議 室	同	1,500円			1 土曜日、日曜日及び国民の祝日(以下「休日」という。)に使用するときは、基本使用料の2割を加算する。 2 冷暖房を使用するときは、基本使用料の5割を加算する。 3 営利目的に使用するとき又は付随的に営利を得ることがあるときは、基本使用料の5割を加算する。 4 入場料を徴収して使用するときは、次の区分による金額を加算する。入場料の額が2種類以上あるときは、最高額を基準とする。 7 入場料が1,000円以下のときは、基本使用料の3割を加算する。 (次ページに続く)																																																																																																																																																								
使用時間	9 時 ～ 22 時																																																																																																																																																																																
施設の名称	1時間につき																																																																																																																																																																																
リ ハ ー サ ル 室		900円																																																																																																																																																																															
練 習 室 1 (大)	同	200円																																																																																																																																																																															
練 習 室 2 (小)	同	100円																																																																																																																																																																															
練 習 室 3 (大)	同	200円																																																																																																																																																																															
特 別 会 議 室	同	1,500円																																																																																																																																																																															
				(次ページに続く)																																																																																																																																																																													

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目		使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																														
事 務 事 業 名		文化会館の使用料			専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	文化会館分科会																																																																																																																																																																																																																																																																																												
調 整 方 針																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																
西 条 市		東 予 市		丹 原 町			小 松 町																																																																																																																																																																																																																																																																																														
（続き） イ 入場料が1,000円を超え3,000円以下のときは、基本使用料の5割を加算する。 ウ 入場料が3,000円を超えるときは、基本使用料の7割を加算する。 5 大ホール及び小ホールを準備、練習等のため当日以外に使用するときは、当該基本使用料の2分の1の額とする。 6 使用時間の延長又は繰り上げは、それぞれ1時間を限度とし、1時間当たりの基本使用料（休日割増及び冷暖房割増加算後の額とする。）に3割を乗じて得た額を加算する。 7 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。 8 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間も含むものとする。 9 1時間単位で徴収する基本使用料については、使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 (3)設備、備品等使用料 市長が規則で定める額 別表第2（第14条関係） 喫茶室使用料 <table><tr><td>名 称</td><td>単 位</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>喫 茶 室</td><td>一 箇 月</td><td>42,000円</td></tr></table> 備考 電気・ガス及び下水道の使用料は、市長が規則で定める。（省略） 〔西条市総合文化会館設置及び管理条例施行規則〕 別表第2（第7条関係） 設備、備品関係 <table><tr><td>舞 台 設 備</td><td>単 位</td><td>使 用 料</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>音 響 反 射 板</td><td>1式1回につき</td><td>4,000円</td><td>大ホール</td></tr><tr><td>音 響 反 射 板</td><td>1式1回につき</td><td>2,000円</td><td>小ホール</td></tr><tr><td>所 作 台</td><td>1式1回につき</td><td>6,000円</td><td></td></tr><tr><td>花 道 所 作 台</td><td>1式1回につき</td><td>1,000円</td><td></td></tr><tr><td>松 羽 目 ・ 竹 羽 目</td><td>1式1回につき</td><td>1,500円</td><td></td></tr><tr><td>平 台</td><td>1台1回につき</td><td>200円</td><td></td></tr><tr><td>ひな段用けこみパネル</td><td>1式1回につき</td><td>1,000円</td><td></td></tr><tr><td>金 屏 風</td><td>1双1回につき</td><td>1,500円</td><td></td></tr><tr><td>上 敷 ご ざ</td><td>1枚1回につき</td><td>200円</td><td></td></tr><tr><td>め く り 台</td><td>1台1回につき</td><td>100円</td><td></td></tr><tr><td>緋 毛 せ ん</td><td>1枚1回につき</td><td>200円</td><td></td></tr><tr><td>長 座 布 団</td><td>1枚1回につき</td><td>200円</td><td></td></tr><tr><td>高 座 用 座 布 団</td><td>1枚1回につき</td><td>200円</td><td></td></tr><tr><td>地 絨 織 り</td><td>1枚1回につき</td><td>1,000円</td><td></td></tr><tr><td>紗 幕 （ 黒 ・ 白 ）</td><td>1枚1回につき</td><td>1,000円</td><td></td></tr><tr><td>演 台 （ 3 点 セ ッ ト ）</td><td>1式1回につき</td><td>500円</td><td></td></tr><tr><td>司 会 者 台</td><td>1台1回につき</td><td>200円</td><td></td></tr><tr><td>指 揮 者 台（譜面台付）</td><td>1台1回につき</td><td>500円</td><td></td></tr><tr><td>演 奏 者 譜 面 台</td><td>1台1回につき</td><td>100円</td><td></td></tr><tr><td>仮 設 鳥 屋 囲</td><td>1式1回につき</td><td>500円</td><td></td></tr><tr><td>吊 り パ ト ン</td><td>1本1回につき</td><td>300円</td><td></td></tr></table> （次ページに続く）		名 称	単 位	使 用 料	喫 茶 室	一 箇 月	42,000円	舞 台 設 備	単 位	使 用 料	摘 要	音 響 反 射 板	1式1回につき	4,000円	大ホール	音 響 反 射 板	1式1回につき	2,000円	小ホール	所 作 台	1式1回につき	6,000円		花 道 所 作 台	1式1回につき	1,000円		松 羽 目 ・ 竹 羽 目	1式1回につき	1,500円		平 台	1台1回につき	200円		ひな段用けこみパネル	1式1回につき	1,000円		金 屏 風	1双1回につき	1,500円		上 敷 ご ざ	1枚1回につき	200円		め く り 台	1台1回につき	100円		緋 毛 せ ん	1枚1回につき	200円		長 座 布 団	1枚1回につき	200円		高 座 用 座 布 団	1枚1回につき	200円		地 絨 織 り	1枚1回につき	1,000円		紗 幕 （ 黒 ・ 白 ）	1枚1回につき	1,000円		演 台 （ 3 点 セ ッ ト ）	1式1回につき	500円		司 会 者 台	1台1回につき	200円		指 揮 者 台（譜面台付）	1台1回につき	500円		演 奏 者 譜 面 台	1台1回につき	100円		仮 設 鳥 屋 囲	1式1回につき	500円		吊 り パ ト ン	1本1回につき	300円			（続き） 〔丹原町文化会館の管理運営に関する規則〕 別表第2（第7条関係） 文化会館設備・備品使用料 <table><tr><td>備 品 名 称</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>舞 台 設 備</td><td>数 量</td><td>単 位</td><td colspan="2">使用料</td></tr><tr><td>音響反射板</td><td>1</td><td>1式</td><td colspan="2">4,000</td></tr><tr><td>金屏風</td><td>2</td><td>1双</td><td colspan="2">1,500</td></tr><tr><td>地がすり</td><td>1</td><td>1枚</td><td colspan="2">1,000</td></tr><tr><td>紗幕</td><td>1</td><td>1枚</td><td colspan="2">1,000</td></tr><tr><td>紅白幕</td><td>1</td><td>1枚</td><td colspan="2">1,000</td></tr><tr><td>浅黄幕</td><td>1</td><td>1枚</td><td colspan="2">1,000</td></tr><tr><td>緋毛仙</td><td>4</td><td>1枚</td><td colspan="2">300</td></tr><tr><td>〃</td><td>6</td><td>1枚</td><td colspan="2">300</td></tr><tr><td>上敷御座</td><td>5</td><td>1枚</td><td colspan="2">300</td></tr><tr><td>〃</td><td>3</td><td>1枚</td><td colspan="2">300</td></tr><tr><td>〃</td><td>2</td><td>1枚</td><td colspan="2">300</td></tr><tr><td>所作台</td><td>26</td><td>1式</td><td colspan="2">6,200</td></tr><tr><td>平台</td><td>6</td><td>1台</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>〃</td><td>16</td><td>1台</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>〃</td><td>16</td><td>1台</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>〃</td><td>12</td><td>1台</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>〃（変形）</td><td>4</td><td>1台</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>〃（変形）</td><td>4</td><td>1台</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>演台・花台3点セット</td><td>1（1）</td><td>1式</td><td colspan="2">500</td></tr><tr><td>司会者台</td><td>1（1）</td><td>1台</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>指揮者台・指揮者用譜面台</td><td>1</td><td>1式</td><td colspan="2">500</td></tr><tr><td>演奏者用譜面台</td><td>80</td><td>1台</td><td colspan="2">50</td></tr><tr><td>箱足</td><td>30</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>〃</td><td>30</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>木台</td><td>60</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>開き足</td><td>10</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>〃</td><td>10</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>舞 台 設 備</td><td>数 量</td><td>単 位</td><td colspan="2">使用料</td></tr><tr><td>開き足</td><td>10</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>〃</td><td>10</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>ひな段用布ケコミ</td><td>6</td><td>1枚</td><td colspan="2">100</td></tr><tr><td>めくり台</td><td>1</td><td>1台</td><td colspan="2">100</td></tr><tr><td>人形立</td><td>20</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>支木</td><td>20</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>国旗・町旗パネル</td><td>2（2）</td><td>1枚</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>バレーシート</td><td>11</td><td>1巻</td><td colspan="2">1,000</td></tr><tr><td>姿見</td><td>2</td><td>1台</td><td colspan="2">400</td></tr></table> （次ページに続く）	備 品 名 称					舞 台 設 備	数 量	単 位	使用料		音響反射板	1	1式	4,000		金屏風	2	1双	1,500		地がすり	1	1枚	1,000		紗幕	1	1枚	1,000		紅白幕	1	1枚	1,000		浅黄幕	1	1枚	1,000		緋毛仙	4	1枚	300		〃	6	1枚	300		上敷御座	5	1枚	300		〃	3	1枚	300		〃	2	1枚	300		所作台	26	1式	6,200		平台	6	1台	200		〃	16	1台	200		〃	16	1台	200		〃	12	1台	200		〃（変形）	4	1台	200		〃（変形）	4	1台	200		演台・花台3点セット	1（1）	1式	500		司会者台	1（1）	1台	200		指揮者台・指揮者用譜面台	1	1式	500		演奏者用譜面台	80	1台	50		箱足	30	—	—		〃	30	—	—		木台	60	—	—		開き足	10	—	—		〃	10	—	—		舞 台 設 備	数 量	単 位	使用料		開き足	10	—	—		〃	10	—	—		ひな段用布ケコミ	6	1枚	100		めくり台	1	1台	100		人形立	20	—	—		支木	20	—	—		国旗・町旗パネル	2（2）	1枚	200		バレーシート	11	1巻	1,000		姿見	2	1台	400		
名 称	単 位	使 用 料																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
喫 茶 室	一 箇 月	42,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
舞 台 設 備	単 位	使 用 料	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
音 響 反 射 板	1式1回につき	4,000円	大ホール																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
音 響 反 射 板	1式1回につき	2,000円	小ホール																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
所 作 台	1式1回につき	6,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
花 道 所 作 台	1式1回につき	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
松 羽 目 ・ 竹 羽 目	1式1回につき	1,500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平 台	1台1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ひな段用けこみパネル	1式1回につき	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
金 屏 風	1双1回につき	1,500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
上 敷 ご ざ	1枚1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
め く り 台	1台1回につき	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
緋 毛 せ ん	1枚1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
長 座 布 団	1枚1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
高 座 用 座 布 団	1枚1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
地 絨 織 り	1枚1回につき	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
紗 幕 （ 黒 ・ 白 ）	1枚1回につき	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
演 台 （ 3 点 セ ッ ト ）	1式1回につき	500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
司 会 者 台	1台1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
指 揮 者 台（譜面台付）	1台1回につき	500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
演 奏 者 譜 面 台	1台1回につき	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
仮 設 鳥 屋 囲	1式1回につき	500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
吊 り パ ト ン	1本1回につき	300円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
備 品 名 称																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
舞 台 設 備	数 量	単 位	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
音響反射板	1	1式	4,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
金屏風	2	1双	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
地がすり	1	1枚	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
紗幕	1	1枚	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
紅白幕	1	1枚	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
浅黄幕	1	1枚	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
緋毛仙	4	1枚	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
〃	6	1枚	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
上敷御座	5	1枚	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
〃	3	1枚	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
〃	2	1枚	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
所作台	26	1式	6,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
平台	6	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
〃	16	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
〃	16	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
〃	12	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
〃（変形）	4	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
〃（変形）	4	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
演台・花台3点セット	1（1）	1式	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
司会者台	1（1）	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
指揮者台・指揮者用譜面台	1	1式	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
演奏者用譜面台	80	1台	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
箱足	30	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
〃	30	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
木台	60	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
開き足	10	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
〃	10	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
舞 台 設 備	数 量	単 位	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
開き足	10	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
〃	10	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ひな段用布ケコミ	6	1枚	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
めくり台	1	1台	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
人形立	20	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
支木	20	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
国旗・町旗パネル	2（2）	1枚	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
バレーシート	11	1巻	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
姿見	2	1台	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目		使用料				
事 務 事 業 名		文化会館の使用料				専 門 部 会 名		教育部会		分 科 会 名	文化会館分科会	
調 整 方 針												
事 務 事 業 の 現 況											具体的な調整内容	
西 条 市				東 予 市		丹 原 町				小 松 町		
(続き)						(続き)						
大 ホ ー ル 照 明 設 備		単 位	使 用 料	摘 要		照 明 設 備		数量	単位	使用料		
記 憶 式 照 明 操 作 卓		1式1回につき	2,000円			照明操作卓				2,000		
フ ロ セ ニ ア ム サ ス ヘ ン シ ョ ン ラ イ ト		1列1回につき	1,000円			ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト			1列	1,000		
サ ス ペ ン シ ョ ン ラ イ ト		1列1回につき	1,500円			ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト			1列	1,000		
ボ ー ダ ー ラ イ ト		1列1回につき	800円			第1ボーダーライト			1列	1,000		
ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト		1列1回につき	1,500円			第2ボーダーライト			1列	1,000		
ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト		1列1回につき	1,000円			第1サスペンションライト		16回路	1列	1,500		
天 井 反 射 板 ラ イ ト		1式1回につき	2,000円			第2サスペンションライト		16回路	1列	1,500		
フ ロ ン ト サ イ ド スポ ッ ト ラ イ ト		1列1回につき	500円			第3サスペンションライト		12回路	1列	1,500		
シ ー リ ン グ スポ ッ ト ラ イ ト		1列1回につき	2,000円			第4サスペンションライト		12回路	1列	1,500		
ト ー メ ン タ ル スポ ッ ト ラ イ ト		1列1回につき	600円			フ ロ ン ト サ イ ド スポ ッ ト ラ イ ト			1列	1,000		
セ ン タ ー フ ォ ロ ー ビ ン ス スポ ッ ト ラ イ ト		1台1回につき	1,000円	クセノン2KW		シ ー リ ン グ スポ ッ ト ラ イ ト			1列	1,000		
						ト ー メ ン タ ル スポ ッ ト ラ イ ト			1列	500		
小 ホ ー ル 照 明 設 備		単 位	使 用 料	摘 要		天反ライト			1式	2,000		
照 明 操 作 卓		1式1回につき	1,500円			セ ン タ ー ビ ン ス スポ ッ ト ラ イ ト		クセノン2Kw	2	1台		1,000
ボ ー ダ ー ラ イ ト		1列1回につき	600円			ライトスタンド		20	1本	100		
サ ス ペ ン シ ョ ン ラ イ ト		1列1回につき	900円			カラーフィルター			1枚	実費		
ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト		1列1回につき	700円			小 ホ ー ル 照 明 設 備		数量	単位	使用料		
ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト		1列1回につき	700円			照明操作卓				2,000		
フ ロ ン ト サ イ ド スポ ッ ト ラ イ ト		1列1回につき	600円			ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト			1列	1,000		
シ ー リ ン グ スポ ッ ト ラ イ ト		1列1回につき	1,000円			ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト			1列	1,000		
セ ン タ ー フ ォ ロ ー ビ ン ス スポ ッ ト ラ イ ト		1台1回につき	800円	クセノン700W		ボーダーライト			1列	1,000		
						サスペンションライト		8回路	1列	1,500		
大 ・ 小 ホ ー ル 照 明 設 備		単 位	使 用 料	摘 要		サスペンションライト		8回路	1列	1,500		
移 動 用 ス ポ ッ ト ラ イ ト		1台1回につき	300円			フ ォ ロ ー ビ ン ス スポ ッ ト ラ イ ト		クセノン500w	2	1台		500
特 殊 効 果 器 具		1台1回につき	1,000円			カラーフィルター			1枚	実費		
ラ イ ト ス タ ン ド		1本1回につき	100円			音 響 設 備		数量	単位	使用料		
持 込 電 気 機 器		1Kw1回につき	200円			場内拡声装置			1(1)	1式		3,000
カ ラ ー フ ィ ル タ ー		1枚1回につき	実費			はね返しスピーカー			4	1対		1,000
						ステージスピーカー			2(2)	1対		1,000
音 響 設 備		単 位	使 用 料	摘 要		エレベーターマイク装置		メインのみ	1	1組		1,000
音 響 調 整 卓		1式1回につき	3,000円	大ホール		電動3点吊りマイク装置		メインのみ	1	1組		1,000
3 点 吊 り マ イ ク		1本1回につき	1,000円	大ホール		ダイナミックマイク		SM－58	13	1本		600
残 響 可 変 装 置		1式1回につき	1,500円	大ホール		"		SM－57 L	5	1本		600
音 響 調 整 卓		1式1回につき	2,000円	小ホール		コンデンサマイク		C－38 B	3	1本		600
ス テ ー ジ ス ピ ー カ ー		1式1回につき	1,000円			ワイヤマイク(ハンド型)		WM－P873	4(2)	1本		600
固 定 は ね 返 り ス ピ ー カ ー		1式1回につき	1,000円			" (タビン型)		WM－P883	2(1)	1本		600
カ セ ッ ト デ ッ キ		1台1回につき	500円			" (ホーカル用)		P S－C855	2	1本		1,000
C D プ レ ー ヤ ー		1台1回につき	500円			フロアマイクスタンド			6	1本		200
デ ジ タ ル オ ー テ ィ オ テ ー プ レ コ ー タ ー		1台1回につき	500円			"		フレキシブル	5	1本		200
仕 込 用 小 型 ス ピ ー カ ー (アンプ 付)		1式1回につき	500円			"		ブーム型	5	1本		200
ダ イ ナ ミ ッ ク マ イ ク		1本1回につき	500円									
(次ページに続く)						(次ページに続く)						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目		使用料						
事 務 事 業 名		文化会館の使用料				専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	文化会館分科会				
調 整 方 針														
事 務 事 業 の 現 況											具体的な調整内容			
西 条 市				東 予 市		丹 原 町				小 松 町				
(続き)						(続く)								
音 響 設 備		単 位	使 用 料			摘 要	音 響 設 備		数量			単位	使用料	
コ ン デ ン サ ー マ イ ク		1本1回につき	600円				卓上マイクスタンド					10	1本	200
ワ イ ヤ レ ス マ イ ク		1本1回につき	1,000円			ハンド型・タイピン型	"		フレキシブル			7	1本	200
マ イ ク ス タ ン ド		1台1回につき	200円				カセットデッキ					2(1)	1台	500
持 込 電 気 機 器		1Kw1回につき	200円				C D プ レ ー ヤ ー					1(1)	1台	500
							M D デ ッ キ					1	1台	500
							オープンデッキ		メインのみ			1	1台	1,000
そ の 他		単 位	使 用 料			摘 要	そ の 他		数量			単位	使用料	
リ ハ ー サ ル 室 音 響 設 備		1式1回につき	2,000円				映写機 16ミリ		メインのみ			1	1台	3,000
特 別 会 議 室 A V 設 備		1式1回につき	2,500円				スライドプロジェクター		メインのみ			1	1台	1,000
特 別 会 議 室 プ ロ ジ ェ ク タ ー		1式1回につき	2,000円				スクリーン		メイン・サブ			1(1)	1式	1,000
16ミリ映写機(設備1式含む)		1式1回につき	3,000円				移動式スクリーン					1	1式	300
35・16ミリ兼用映写機(設備1式含む)		1式1回につき	4,500円				実物投影機					1	1台	1,000
同 時 通 訳 シ ス テ ム		1式1回につき	10,000円				グランドピアノ(メインホール)		ヤマハC F Ⅲ－S			1	1台	5,000
電 子 会 議 シ ス テ ム		1式1回につき	5,000円				グランドピアノ(サブホール)		ヤマハS6			1	1台	3,000
ピ ア ノ (ス タ ン ウ ェ イ)		1台1回につき	6,000円			大ホール・小ホール	ピアノ調律料							実費
ピ ア ノ (ベ ー ゼ ル ド ル フ ェ ー)		1台1回につき	6,000円			大ホール・小ホール	ビデオデッキ		ホール記録用			2	1台	500
ピ ア ノ (ヤ マ ハ)		1台1回につき	3,000円			リハーサル室	会議室用司会台		拡声装置付き			1	1台	500
液 晶 ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ ー		1式1回につき	2,000円			スクリーン等含む	展示用パネル					100	1枚	200
長 机		1脚1回につき	200円			小ホールで使用する 場合	コンセント使用料		機器1台につき					200
展 示 パ ネ ル		1台1回につき	200円				ビニールシート		小ホール用			10	—	—
							机					80	—	—
							椅子					240	—	—
							※時間区分1の使用料(終日の場合 ×3)							

備考

1

使用料の1回とは、9時～12時・13時～17時・18時～22時の各時間区分をいう。ただし、大ホール又は小ホール以外の施設での使用については、9時～22時をもって1回とする。

2

ピアノを調律するときは、使用者の負担とする。

3

この表に掲げるもの以外の設備、備品等の使用料は、類似する設備、備品等の使用料に準じて算定した額とする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目		使用料																																																																															
事 務 事 業 名		改良住宅の家賃				専 門 部 会 名		都市計画部会	分 科 会 名	住宅管理分科会																																																																													
調 整 方 針		改良住宅の家賃については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																																					
事 務 事 業 の 現 況											具体的な調整内容																																																																												
西 条 市			東 予 市			丹 原 町			小 松 町																																																																														
[西条市小集落改良住宅設置及び管理条例] (家賃の決定) 第9条 改良住宅の家賃を別表のとおり定める。 別表(第2条に規定する設置及び第9条に規定する家賃)			[東予市小集落改良住宅設置及び管理条例] (家賃の決定) 第9条 改良住宅の家賃は、改良法(住宅地区改良法)第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律による改正前の法第12条第1項及び改良令(住宅地区改良法施行令)第13条の2第1項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令による改正前の令第4条に規定する方法により算定した額の範囲内において、市長が定める。 [東予市小集落改良住宅設置及び管理条例施行規則] (家賃) 第7条 条例第9条に規定する家賃の月額は、別表に定める額とする。 別表(第7条関係)			該当なし			該当なし		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																												
<table><tr><td>地 区 名</td><td>代 表 地 番</td><td>家賃(月額)(円)</td><td>戸数</td><td>建 設 年 度</td></tr><tr><td>上小川東</td><td>西條市大町143番地の3</td><td>4,700</td><td>5</td><td>昭和55年度</td></tr><tr><td>上小川西</td><td>〃 105番地の1</td><td>4,700</td><td>4</td><td>昭和55年度</td></tr><tr><td>下小川東</td><td>〃 370番地の2</td><td>4,700</td><td>2</td><td>昭和55年度</td></tr><tr><td>下小川中</td><td>〃 336番地の5</td><td>4,700</td><td>2</td><td>昭和55年度</td></tr><tr><td>上小川西</td><td>〃 335番地の1</td><td>4,700</td><td>12</td><td>昭和55年度</td></tr><tr><td>西 の 原</td><td>西條市氷見乙1723番地の1</td><td>4,700</td><td>11</td><td>昭和56年度</td></tr></table>			地 区 名	代 表 地 番	家賃(月額)(円)	戸数	建 設 年 度	上小川東	西條市大町143番地の3	4,700		5	昭和55年度	上小川西	〃 105番地の1	4,700	4	昭和55年度	下小川東	〃 370番地の2	4,700	2	昭和55年度	下小川中	〃 336番地の5	4,700	2	昭和55年度	上小川西	〃 335番地の1	4,700	12	昭和55年度	西 の 原	西條市氷見乙1723番地の1	4,700	11	昭和56年度	<table><tr><td>団 地 名</td><td>位 置</td><td>建 設 年 度</td><td>構 造</td><td>戸 数</td><td>家 賃</td></tr><tr><td>新 市 第 1</td><td>東予市新市658番地の1</td><td>52</td><td>簡耐2階2戸建</td><td>8</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>新 市 第 2</td><td>東予市新市644番地</td><td>53</td><td>簡耐2階2戸建</td><td>10</td><td>4,100円</td></tr><tr><td>北 星 第 1</td><td>東予市壬生川1680番地の1</td><td>54</td><td>簡耐2階2戸建</td><td>4</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>北 星 第 2</td><td>東予市壬生川1611番地</td><td>54</td><td>簡耐2階2戸建</td><td>4</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>北 星 第 3</td><td>東予市壬生川1643番地の1</td><td>56</td><td>簡耐2階2戸建</td><td>8</td><td>4,700円</td></tr><tr><td>北 星 第 4</td><td>東予市壬生川1605番地の8</td><td>56</td><td>簡耐2階2戸建</td><td>4</td><td>4,700円</td></tr></table>			団 地 名	位 置	建 設 年 度	構 造	戸 数	家 賃	新 市 第 1	東予市新市658番地の1	52	簡耐2階2戸建	8	3,800円	新 市 第 2	東予市新市644番地	53	簡耐2階2戸建	10	4,100円	北 星 第 1	東予市壬生川1680番地の1	54	簡耐2階2戸建	4	4,500円	北 星 第 2	東予市壬生川1611番地	54	簡耐2階2戸建	4	4,500円	北 星 第 3	東予市壬生川1643番地の1	56	簡耐2階2戸建	8	4,700円	北 星 第 4	東予市壬生川1605番地の8	56	簡耐2階2戸建	4	4,700円				
地 区 名	代 表 地 番	家賃(月額)(円)	戸数	建 設 年 度																																																																																			
上小川東	西條市大町143番地の3	4,700	5	昭和55年度																																																																																			
上小川西	〃 105番地の1	4,700	4	昭和55年度																																																																																			
下小川東	〃 370番地の2	4,700	2	昭和55年度																																																																																			
下小川中	〃 336番地の5	4,700	2	昭和55年度																																																																																			
上小川西	〃 335番地の1	4,700	12	昭和55年度																																																																																			
西 の 原	西條市氷見乙1723番地の1	4,700	11	昭和56年度																																																																																			
団 地 名	位 置	建 設 年 度	構 造	戸 数	家 賃																																																																																		
新 市 第 1	東予市新市658番地の1	52	簡耐2階2戸建	8	3,800円																																																																																		
新 市 第 2	東予市新市644番地	53	簡耐2階2戸建	10	4,100円																																																																																		
北 星 第 1	東予市壬生川1680番地の1	54	簡耐2階2戸建	4	4,500円																																																																																		
北 星 第 2	東予市壬生川1611番地	54	簡耐2階2戸建	4	4,500円																																																																																		
北 星 第 3	東予市壬生川1643番地の1	56	簡耐2階2戸建	8	4,700円																																																																																		
北 星 第 4	東予市壬生川1605番地の8	56	簡耐2階2戸建	4	4,700円																																																																																		
			備考 条例第12条の規定により計算された家賃の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。																																																																																				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）	細 項 目	使用料																																										
事 務 事 業 名	公営墓地の使用料等	専 門 部 会 名	環境部会	分 科 会 名	環境分科会																																								
調 整 方 針	公営墓地の使用料等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																												
事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容																																									
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町																																										
該当なし	【東予市墓地条例】 (使用料) 第4条の2 前条の許可を受ける者のうち、別表第2及び別表第3に掲げる市営墓地を使用しようとする者は、同表に掲げる使用料を第4条の許可と同時に納入しなければならない。ただし、市長が公共事業等に伴い、別表第3に掲げる市営墓地へ墳墓の移転を命令したときは、使用料は徴収しないものとする。 2 前項の規定により、使用料を徴収する場合は、1許可につき1回限りとする。 3 市長は、生活保護者等で遺骨又は遺体を有する者が、市営墓地を使用しようとするときは、使用料を免除することができる。 (管理料) 第4条の3 市営墓地のうち、別表第4に掲げる市営墓地を使用しようとする者は、同表に掲げる管理料を第4条の許可と同時に納入しなければならない。この場合において、1許可につき1回限りとする。 別表第2 <table><tr><td>名 称</td><td>位 置</td><td>使 用 料</td><td>備 考</td></tr><tr><td>周布幸木第2</td><td>周布1899番地の1</td><td>1平方メートルにつき 4,500円</td><td></td></tr><tr><td>国安松之上 第2</td><td>国安1014番地の1</td><td>1区画につき 36,000円</td><td>1区画約4平方メートル</td></tr><tr><td>国安松之上 第3</td><td>国安1012番地の1</td><td>1区画につき 180,000円</td><td>1区画約4平方メートル</td></tr></table> 別表第3 <table><tr><td>名 称</td><td>位 置（代 表 地 番）</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>旭 新 開</td><td>三津屋755番地の2</td><td>1平方メートルにつき 57,500円</td></tr></table> 別表第4 <table><tr><td>名 称</td><td>位 置（代 表 地 番）</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>旭 新 開</td><td>三津屋755番地の2</td><td>1区画につき 30,000円</td></tr></table>	名 称	位 置	使 用 料	備 考	周布幸木第2	周布1899番地の1	1平方メートルにつき 4,500円		国安松之上 第2	国安1014番地の1	1区画につき 36,000円	1区画約4平方メートル	国安松之上 第3	国安1012番地の1	1区画につき 180,000円	1区画約4平方メートル	名 称	位 置（代 表 地 番）	使 用 料	旭 新 開	三津屋755番地の2	1平方メートルにつき 57,500円	名 称	位 置（代 表 地 番）	使 用 料	旭 新 開	三津屋755番地の2	1区画につき 30,000円	【丹原町公営墓地使用許可要領】 名 称 下町墓地 位 置 丹原町大字丹原81番地の1 使用料 1区画につき190,000円 1区画2.88平方メートル	【小松町墓地条例】 (使用料) 第6条 前条の許可を受ける者のうち、別表第2に掲げる墓地を使用しようとする者は、同表に掲げる使用料を許可の際に納付しなければならない。 別表第2（第2条、第4条、第6条関係）<table><tr><td>名 称</td><td>位 置</td><td>区 分</td><td>使 用 料</td><td>備 考</td></tr><tr><td rowspan="2">石根墓地</td><td rowspan="2">小松町大字大頭 乙12番地の1</td><td>1号地</td><td>1区画につき 260,000円</td><td>1区画 4.84平方メートル</td></tr><tr><td>2号地</td><td>1区画につき 336,000円</td><td>1区画 6.25平方メートル</td></tr></table>	名 称	位 置	区 分	使 用 料	備 考	石根墓地	小松町大字大頭 乙12番地の1	1号地	1区画につき 260,000円	1区画 4.84平方メートル	2号地	1区画につき 336,000円	1区画 6.25平方メートル	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
名 称	位 置	使 用 料	備 考																																										
周布幸木第2	周布1899番地の1	1平方メートルにつき 4,500円																																											
国安松之上 第2	国安1014番地の1	1区画につき 36,000円	1区画約4平方メートル																																										
国安松之上 第3	国安1012番地の1	1区画につき 180,000円	1区画約4平方メートル																																										
名 称	位 置（代 表 地 番）	使 用 料																																											
旭 新 開	三津屋755番地の2	1平方メートルにつき 57,500円																																											
名 称	位 置（代 表 地 番）	使 用 料																																											
旭 新 開	三津屋755番地の2	1区画につき 30,000円																																											
名 称	位 置	区 分	使 用 料	備 考																																									
石根墓地	小松町大字大頭 乙12番地の1	1号地	1区画につき 260,000円	1区画 4.84平方メートル																																									
		2号地	1区画につき 336,000円	1区画 6.25平方メートル																																									

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目		使用料																																											
事 務 事 業 名		漁港施設の使用料		専 門 部 会 名		産業経済部会	分 科 会 名	水産業分科会																																									
調 整 方 針		漁港施設の使用料については、現行のとおりとする。																																															
事 務 事 業 の 現 況								具体的な調整内容																																									
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町																																											
該当なし		【河原津漁港管理条例】 (使用料等) 第13条 甲種漁港施設を利用する者からは、別表第１に掲げる占有料又は使用料(以下「使用料等」という。)を徴収する。 2、3、4 (省略) (土砂採取料等) 第14条 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権限に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法(漁港法)第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者(以下「採取者等」という。)からは、別表第２に掲げる土砂採取料又は占有料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。 ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。 2 (省略) 別表第１(第13条関係) 1 占有料 <table><tr><th rowspan="2">占有物の種別</th><th colspan="2">単 位</th><th rowspan="2">料 金</th><th rowspan="2">摘 要</th></tr><tr><th>期 間</th><th>数 量</th></tr><tr><td>工 作 物 設 置</td><td>1 月</td><td>1 平方メートル</td><td>10円</td><td></td></tr><tr><td>電 柱 支 柱 支 線</td><td>1 年</td><td>1 本</td><td>180円</td><td></td></tr><tr><td>鉄 塔 ・ H 型 柱</td><td>1 年</td><td>1 基</td><td>360円</td><td></td></tr><tr><td>広 告 板 設 置</td><td>1 月</td><td>1 平方メートル</td><td>20円</td><td></td></tr><tr><td>広 告 塔 設 置</td><td>1 月</td><td>1 平方メートル</td><td>200円</td><td></td></tr></table> 2 使用料 <table><tr><th>占有料等の種別</th><th>施設の種別</th><th>料 金</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>使 用 料</td><td>泊 地</td><td>総トン数1トン当たり 1日につき1円</td><td>ただし、漁船の停泊及び船舟の避難による停泊を除く。</td></tr></table> 注 1 占有又は使用の期間が1ヵ年に満たないものは、この表に掲げる料金(日をもって定めるものを除く。)の12分の1を1ヶ月の料金とし、その期間が1ヶ月に満たない場合の料金はこれを1ヶ月とみなし計算する。 2 面積又は長さにおいてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、これを切上げて計算する。 3 前2号により計算して得た占有料の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 4 この表に掲げるもの以外のものについては、類似の種別に準じて算定する。 (次ページに続く)		占有物の種別	単 位		料 金	摘 要	期 間	数 量	工 作 物 設 置	1 月	1 平方メートル	10円		電 柱 支 柱 支 線	1 年	1 本	180円		鉄 塔 ・ H 型 柱	1 年	1 基	360円		広 告 板 設 置	1 月	1 平方メートル	20円		広 告 塔 設 置	1 月	1 平方メートル	200円		占有料等の種別	施設の種別	料 金	摘 要	使 用 料	泊 地	総トン数1トン当たり 1日につき1円	ただし、漁船の停泊及び船舟の避難による停泊を除く。	該当なし		該当なし		現行のとおりとする。	
占有物の種別	単 位		料 金		摘 要																																												
	期 間	数 量																																															
工 作 物 設 置	1 月	1 平方メートル	10円																																														
電 柱 支 柱 支 線	1 年	1 本	180円																																														
鉄 塔 ・ H 型 柱	1 年	1 基	360円																																														
広 告 板 設 置	1 月	1 平方メートル	20円																																														
広 告 塔 設 置	1 月	1 平方メートル	200円																																														
占有料等の種別	施設の種別	料 金	摘 要																																														
使 用 料	泊 地	総トン数1トン当たり 1日につき1円	ただし、漁船の停泊及び船舟の避難による停泊を除く。																																														

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目		使用料					
事 務 事 業 名		漁港施設の使用料				専 門 部 会 名		産業経済部会		分 科 会 名	水産業分科会		
調 整 方 針													
事 務 事 業 の 現 況											具体的な調整内容		
西 条 市		東 予 市				丹 原 町			小 松 町				
		(続き) 別表第２（第14条関係）											
		土砂採取料等											
		区 分	種 目	単 位								料 金	摘 要
				期 間	数 量								
		土 砂 採 取 料	土 砂		1立方メートル							円	こ う 長 6 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 30 セ ン チ メ ー ト ル 未 満 の も の
			か き こ み 砂 利 砂 ・ 砂 利		同							21	
												42	
			53										
		占 用 料	物 干 場 、 物 揚 場 作 業 場 、 仮 小 屋 船舶けい留所、浮標 広 告 物 設 置 電柱、支柱、支線 鉄 塔 、 H 型 柱 け い 船 杭 各 種 機 械 設 置 管 類 埋 架 設 ケ ー ブ ル 、 索 道 電 線 類 そ の 他 の 工 作 物 工作物を設けない も の	1年	1平方メートル							20	直 径 30 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 20 円 を 加 算
				同	同							26	
				同	同							31	
				同	1基							104	
				同	1本							52	
				同	1基							104	
				同	1本							20	
				同	1基							31	
				同	1メートル							20	
				同	同							4	
				同	同							2	
				同	同							36	
同	同			20									
注 １ 1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとする。													
注 ２ 別表１注の規定は、この表の規定を適用する場合について準用する。													

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目	使用料		
事 務 事 業 名	温泉使用料		専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	観光分科会
調 整 方 針	温泉使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容		
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
該当なし	【東予市温泉配湯条例】 (加入金) 第7条 配湯を受ける場合は、加入金を納入しなければならない。ただし、公共的団体等が営利を目的としない場合はこの限りでない。 (使用料) 第8条 使用料は、1立方メートルにつき120円以内で市長が定める。 2 (省略) 【東予市温泉配湯条例施行規則】 (加入金) 第5条 条例第7条に定める加入金は、浴槽の容量1立方メートルにつき70,000円とする。 (使用料) 第6条 条例第8条の使用料は、基本料金と超過料金との2種とし、次のとおりとする。 (1) 基本料金は、1ヶ月の基本料1立方メートルにつき100円とし、基本量は浴槽の容量1立方メートルに3.5を乗じた数の30倍とする。 (2) 超過料金は、1立方メートルにつき120円とする。	該当なし	【小松町温泉源泉管理条例】 (内湯使用料) 第8条 内湯使用料は、100リットル当たり67円以内において町長が規則で定めた金額により算出した額に、1.05を乗じた額とする。 2 前項の使用料は、使用の翌日20日までに納付しなければならない。この場合において、前項の規定により、算出した額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。 3 (省略) 【小松町温泉源泉管理条例施行規則】 (内湯使用料) 第6条 条例第8条第1項に基づき、町長が定める額を次のとおり定めるものとする。 (1) 1ヶ月の基本料金は、100リットルにつき56円とし、基本量は浴槽容量の21倍とする。 (2) 超過料金は、100リットルにつき67円とする。 2, 3 (省略)	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目		使用料					
事 務 事 業 名		市道の占用料				専 門 部 会 名		建設部会	分 科 会 名	建設分科会			
調 整 方 針		市道の占用料については、道路法の規定に基づき調整する。											
事 務 事 業 の 現 況											具体的な調整内容		
西 条 市			東 予 市			丹 原 町			小 松 町				
[西条市道路占用料徴収条例] (占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法(道路法)第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額の合計額とする。 別表(第2条関係) 道路占用料表 単位 円			[東予市道路占用料徴収条例] (占用料) 第2条 法(道路法)第32条の規定に基づき、道路占用の許可を受けた者からこの条例の定めるところにより道路占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。 (占用料の額) 第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。 2 別表によりがたいもの及び特別に事由のある場合の占用料は、その事件につき市長が別に定める。 別表(第3条関係) 道路占用料表 単位 円			[丹原町道路占用料徴収条例] (占用料) 第2条 法(道路法)第32条の規定に基づき、道路占用の許可を受けた者からこの条例の定めるところにより、道路占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。 (占用料の額) 第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。 別表(第3条関係)			[小松町道路占用料徴収条例] (占用料) 第2条 法(道路法)第32条の規定に基づき道路占用の許可を受けた者からこの条例の定めるところにより道路占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。 (占用料の額) 第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。 2 別表によりがたいもの及び特別に事由のある場合の占用料は、その事件につき町長が別に定める。 別表(第3条関係) 道路占用料金表				
占 用 物 件	単 位	占 用 料	占 用 物 件	単 位	占 用 料	占 用 物 件	単 位	占 用 料	占 用 物 件	単 位		占 用 料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物		省略(別掲)	法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)		省略(別掲)	法 施 行 令 第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)		省略(別掲)	法 施 行 令 第19条の2占用料の額に準拠。丙地(町及び村の区域)			省略(別掲)	法 施 行 令 第19条の2占用料の額に準拠。丙地(町及び村の区域)
法第32条第1項第2号に掲げる物件			法第32条第1項第2号に掲げる物件			法第32条第1項第2号に掲げる物件			法第32条第1項第2号に掲げる物件				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				
法第32条第1項第5号に掲げる施設			法第32条第1項第5号に掲げる施設			法第32条第1項第5号に掲げる施設			法第32条第1項第5号に掲げる施設				
法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,540円	法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,080円	法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	
	電柱又は電話柱に添架の巻付看板	電柱又は電話柱に添架の巻付看板				電柱又は電話柱に添架の巻付看板	電柱又は電話柱に添架の巻付看板						
	電柱又は電話柱に添架の袖付看板	電柱又は電話柱に添架の袖付看板				電柱又は電話柱に添架の袖付看板	電柱又は電話柱に添架の袖付看板						
	標識	1本につき1年				法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)	標識				1本につき1年	法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)	標識
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	省略(別掲)	の区域で甲地以外のもの)	法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	車道を横断するもの	1基につき1月	省略(別掲)	の区域で甲地以外のもの)	法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	車道を横断するもの	1基につき1月	
	その他のもの	その他のもの				その他のもの	その他のもの						
法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			省略(別掲)			法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			省略(別掲)				
備考			備考			備考			備考				
1 2, 3, 4 (省略)			1 2, 3, 4 (省略)			1 2, 3, 4 (省略)			1 2, 3, 4 (省略)				
5 A(土地の価格)は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。			5 A(土地の価格)は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。			5 A(土地の価格)は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。			5 A(土地の価格)は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。				
6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又はメートルとして計算するものとする。			6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又はメートルとして計算するものとする。			6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又はメートルとして計算するものとする。			6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又はメートルとして計算するものとする。				
7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。			7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。			7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。			7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。				
8 占用料の額が100円に満たない場合は、100円とし、100円を超える10円未満の端数は切り捨てるものとする。			8 占用料の額が100円に満たない場合は、100円とし、100円を超える10円未満の端数は切り捨てるものとする。			8 占用料の額が100円に満たない場合は、100円とし、100円を超える10円未満の端数は切り捨てるものとする。			8 占用料の額が100円に満たない場合は、100円とし、100円を超える10円未満の端数は切り捨てるものとする。				

道路法施行令

別 表（[第 19 条の 2](#) 関係）

占用物件		占用科			
		単位	所在地		
			甲地	乙地	丙地
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	一本につき 1 年	2,200	1,000	770
	第 2 種電柱		3,400	1,600	1,200
	第 3 種電柱		4,700	2,200	1,600
	第 1 種電話柱		2,000	930	690
	第 2 種電話柱		3,200	1,500	1,100
	第 3 種電話柱		4,500	2,100	1,500
	その他の柱類		150	72	53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	20	10	7
	地下電線その他地下に設ける線類		10	5	4
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	1,500	700	520
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,000	480	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	3,100	1,400	1,100
	郵便差出箱		1,300	600	450
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	26,000	4,400	1,100

	その他のもの		占用面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	3,100	1,400	1,100
法第 32 条第 1 項 第 2 号に掲げる物 件	外径が 0.1 メートル未満のもの		長さ 1 メ ートルに つき 1 年	100	48	36
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満 のもの			150	72	53
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満 のもの			200	95	71
	外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満 のもの			410	190	140
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満の もの			1,000	480	360
	外径が 1 メートル以上のもの			2,000	950	710
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設			占用面積	3,100	1,400	1,100
法第 32 条第 1 項 第 5 号に掲げる施 設	地下街及び地下室	階数が 1 の もの	1 平方メ ートルに つき 1 年	A に 0.003 を乗じて得た額		
		階数が 2 の もの		A に 0.005 を乗じて得た額		
		階数が 3 以 上のもの		A に 0.006 を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			17,000	2,900	710
	地下に設ける通路			8,700	1,500	360
	その他のもの			3,100	1,400	1,100
	法第 32 条第 1 項 第 6 号に掲げる施 設	祭礼、縁日等に際し、一時的 に設けるもの		占用面積 1 平方メート ルにつき 1 日	260	44
その他のもの		占用面積 1 平方メート ルにつき 1 月	2,600	440	110	
第 7 条第 1 号に掲 げる物件	看板（アーチであるものを除 く。）	一時的に設 けるもの	表示面積 1 平方メ ートルに つき 1 月	2,600	440	110

		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	26,000	4,400	1,100	車場		階数が2のもの	Aに 0.006 を乗じて得た額	Aに 0.009 を乗じて得た額	Aに 0.011 を乗じて得た額		
	標識		1本につき1年	2,500	1,100	850			階数が3のもの	Aに 0.008 を乗じて得た額	Aに 0.011 を乗じて得た額	Aに 0.015 を乗じて得た額		
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	260	44	11			階数が4以上のもの	Aに 0.009 を乗じて得た額	Aに 0.013 を乗じて得た額	Aに 0.016 を乗じて得た額		
		その他のもの	1本につき1月	2,600	440	110				Aに 0.005 を乗じて得た額	Aに 0.006 を乗じて得た額	Aに 0.008 を乗じて得た額		
	幕（第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	260	44	11		その他のもの			Aに 0.005 を乗じて得た額	Aに 0.006 を乗じて得た額	Aに 0.008 を乗じて得た額	
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	2,600	440	110		第7条第8号及び第9号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの		Aに 0.005 を乗じて得た額	Aに 0.006 を乗じて得た額	Aに 0.008 を乗じて得た額
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき1月	26,000	4,400	1,100				階数が2のもの		Aに 0.006 を乗じて得た額	Aに 0.009 を乗じて得た額	Aに 0.011 を乗じて得た額
		その他のもの		13,000	2,200	540						Aに 0.008 を乗じて得た額	Aに 0.011 を乗じて得た額	Aに 0.015 を乗じて得た額
	第7条第2号に掲げる工事用無設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積 1平方メートルにつき1月	2,600	440	110				階数が3のもの		Aに 0.009 を乗じて得た額	Aに 0.013 を乗じて得た額	Aに 0.016 を乗じて得た額
	第7条第4号に掲げる仮説建築物及び同条第5号に掲げる施設			310	140	110						Aに 0.018 を乗じて得た額		
第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐	建築物	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに 0.005 を乗じて得た額	Aに 0.006 を乗じて得た額	Aに 0.008 を乗じて得た額				その他のもの				

備考
金額の単位は、円とする。

所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。

甲地、都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。

乙地帯の区域で甲地以外のものをいう。

丙地町及び村の区域をいう。

第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の遺伝又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は五条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

井架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

表示面積とは、広告等又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

Aは、近傍類似の土地（[第7条](#)第8号及び第9号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

使用料・手数料等の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）

（使用料）

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（旧慣使用の使用料及び加入金）

第 2 2 6 条 市町村は、第 2 3 8 条の 6 の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第 2 項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

（手数料）

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で 5 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て）

第 2 2 9 条 第 1 3 8 条の 4 第 1 項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第 1 4 条第 1 項本文又は第 4 5 条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内とする。

4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があった日から 2 0 日以内に意見を述べなければならない。

6 第 4 項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第 3 項の処分については、裁判所に出訴することができない。

先 例 地 の 事 例

〔篠山市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

- (1) 幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。
- (2) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。
- (3) 保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。
- (4) 国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。

〔西東京市〕

- 2 市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。
- ① 学校施設使用料及び公園使用(占有)料については、田無市の例による。
 - ② 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。
 - ③ 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。
 - ④ 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。
 - ⑤ 学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。

〔さぬき市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。

〔周南市〕

- 新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2 市 2 町で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。
- ただし、差異の著しいものや事情により調整の困難なものは、当分の間現行どおりとする。
- また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

〔宇摩合併協議会〕

- 新市における住民の一体性の確保を図るとともに、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、使用料については、4 市町村間で同一又は類似の施設の使用料について可能な限り統一に努めるものとする。
- また、手数料についても、可能な限り統一に努めるものとする。